

研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム（START） 大学・エコシステム推進型

スタートアップ・エコシステム形成支援

令和3年度 公募要領

公募期間

令和3年7月8日（木）～

令和3年8月18日（水）正午

本公募は、令和2年7月に内閣府・文部科学省・経済産業省が定めた「スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援パッケージ」の一環として実施するものです。



産学連携展開部 START 事業グループ

令和3年7月

公募概要

(1)全体概要

本公募要領は、令和 2 年 7 月に内閣府が選定した「スタートアップ・エコシステム拠点都市」における取組との連携により大学を中心としたエコシステムの形成に向けた活動を推進する「スタートアップ・エコシステム形成支援」（以下、「本公募プログラム」と言う。）について記載しています。

本公募プログラムは大学から生まれる優れた技術シーズの実用化やアントレプレナーシップを有する人材の育成を強力に支援し、コロナ後の社会変革や社会課題解決に繋がる社会的インパクトの大きいスタートアップが持続的に創出される体制を構築することを目的とします。スタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関に対し、アントレプレナーシップを有する人材の育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むための活動に必要な支援を行います。応募対象はスタートアップ・エコシステム拠点都市において中核となる大学・機関を中心とした複数機関の連携によるプラットフォームとなり、研究者個人、機関単独では応募対象とはなりません。

JST からの支援を受ける複数機関によるプラットフォームは、プラットフォーム内の研究機関の研究者の技術シーズ等を基にした研究開発課題の募集・選考をはじめとした起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等を推進し、拠点都市におけるエコシステムの形成・発展を促進します。併せて、支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向けた取組も推進します。

(2)支援期間

契約締結日から令和 7 年度末まで

(3)支援額

1 拠点都市あたり 1 プラットフォームまでの申請とし、申請額の上限は以下のとおりとします。申請に当たっては、本公募プログラムの実施内容に留意しつつ、プラットフォームとして必要と考える金額を申請してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援委員会（以下、スタートアップ・エコシステム形成支援委員会）」における審査や審議の結果等を踏まえ決定します。

申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年です。

なお、本公募プログラムにおける予算規模の総額は 4 億 4,000 万円程度（直接経費・間接経費込）

/年で、4 拠点を採択する場合、1 プラットフォームあたりの予算規模の平均は 8,500 万円程度（直接経費）/年となります。

※間接経費は直接経費の 30%が上限となります。

※なお、予算規模の総額の都合上、審査や審議の結果、およびプラットフォームの規模（主幹機関および共同機関の数、大学発ベンチャー創出数、参画大学の学生数、単願特許出願数等）等の状況を踏まえ、実際の支援額について、大幅に減額（一例として、1 プラットフォームあたりの予算規模の平均である 8,500 万円/年以下等）させて頂く場合があります。

※原則 1 拠点都市から 1 プラットフォームの申請となりますが、2 つ以上の拠点都市にまたがって、
合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。

ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。

目次

第 1 章 研究提案公募に当たって	8
1.1 スタートアップ・エコシステム形成支援について.....	8
1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的.....	8
1.1.2 本公募プログラムの目指す姿.....	8
1.1.3 本公募要領での主な用語	10
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	15
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	15
1.2.2 ダイバーシティの推進について	16
1.2.3 公正な研究活動を目指して.....	17
第 2 章 公募・選考	19
2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要	19
2.1.1 本公募プログラムの支援内容.....	19
2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向けた取組.....	26
2.2 推進体制	26
2.3 本公募プログラムで実施すべき内容.....	29
2.4 公募期間・選考スケジュール	34
2.5 支援期間	35
2.6 経費の内訳	35
2.7 採択予定機関数.....	35
2.8 応募要件	35
2.9 応募の制限	37
2.9.1 重複応募の制限	37
2.10 応募方法	38
2.10.1 申請	38
2.10.2 申請書一覧.....	38
2.10.3 実績および予算計画書（excel ファイル）のメールでの提出について	39

2.11 スタートアップ・エコシステム形成支援の進め方と流れ	40
2.11.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の管理・運営	40
2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ	40
2.12 選考方法	45
2.12.1 選考の流れ.....	45
2.12.2 利益相反マネジメントの実施	45
2.13 選考の観点	47

第 3 章 採択後の研究推進等について..... 50

3.1 研究計画の作成.....	50
3.2 委託研究契約	50
3.3 プログラム推進費と研究開発費	50
3.3.1 プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）	51
3.3.2 直接経費として支出できない経費の例	53
3.3.3 間接経費.....	53
3.3.4 複数年度契約と繰越制度について	53
3.4 評価	54
3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等.....	54
3.6 研究機関の責務等.....	55
3.7 その他留意事項.....	57
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度.....	57
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について	58
3.7.3 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について	58
3.7.4 産学融合拠点創出事業について	58

第 4 章 応募に際しての注意事項 60

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	60
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	61
4.3 他府省を含む他の競争的研究費制度の応募受入状況.....	64
4.4 不正使用及び不正受給への対応	64
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	66
4.6 関係法令等に違反した場合の措置.....	66

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	66
4.8 繰越について	67
4.9 府省共通経費取扱区分表について.....	67
4.10 費目間流用について	68
4.11 年度末までの研究期間の確保について	68
4.12 研究設備・機器の共用促進について	68
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	69
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	71
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	71
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	72
4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	72
4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について.....	74
4.19 社会との対話・協働の推進について	74
4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	75
4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	76
4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について	76
4.23 競争的研究費改革について	77
4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	77
4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	79
4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	82
4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	82
4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について.....	83
4.29 研究者情報の researchmap への登録について	83
4.30 JST からの特許出願について	83
4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	84

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について 85

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について	85
5.2 e-Rad を利用した応募方法	85
5.3 その他	86
5.4 具体的な操作方法と注意事項	87

Q&A	97
第 6 章	97
【申請要件・方法等】	97
【本支援による活動等について】	100
【経費全般】	102
【企業等の経費執行・管理】	103

第 1 章 研究提案公募に当たって

1.1 スタートアップ・エコシステム形成支援について

1.1.1 本公募プログラムの趣旨・目的

イノベーション創出の原動力としてのスタートアップの重要性は以前に増して高くなってきています。近年、我が国のスタートアップの資金調達額は年々増加している一方で、米国や中国と比較して、企業価値が 10 億ドルを超えるスタートアップ（いわゆるユニコーン）の創出数や、投資金額には依然として大きな差があります。シリコンバレーを初めとする諸外国の各都市では、起業する人材をはじめ、資金、周辺の企業基盤や支援機関の集積、法制度整備等、スタートアップ創出のためのエコシステムが形成されており、多数のユニコーンが都市を中心としたスタートアップ・エコシステムから創出されていることが、この差の要因の一つと考えられます。

これらの状況を踏まえ、我が国における創業環境を高めるため、統合イノベーション戦略等において、世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成等が政策目標として掲げられ、これに基づき、内閣府が令和 2 年 7 月に 4 つのグローバル拠点都市及び 4 つの推進拠点都市を選定しました。令和 2 年～令和 4 年までの 3 年間を集中支援期間として、世界に伍するスタートアップを支える支援体制の構築を推進していくこととなりました。

このエコシステムにおけるイノベーションを生み出す原動力として、大学等の優れた技術シーズを活用した競争力の高い大学等発ベンチャーや、その基盤となる人材を次々と生み出していくことが重要です。そこで本公募プログラムでは、コロナ後の社会においてイノベーションの創出を牽引する起業家精神（アントレプレナーシップ）を持った人材が中心となり、社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出し、スタートアップによって生み出された価値が更なるイノベーション創出の礎となる循環の実現に向けた取組を推進することを目的とします。具体的には、都道府県域に留まらない拠点都市単位において、大学、企業、自治体、金融機関、支援機関等の連携により、起業家精神（アントレプレナーシップ）の醸成から起業家の育成、並びに技術シーズの発掘から事業化の検証、GAP ファンドによる資金支援、起業前後の立ち上げ支援、起業後のインキュベーションまでを一貫して実施できる体制を構築することで、競争力のある大学等発ベンチャーが次々と創出される、大学を中心としたエコシステムの形成を加速することを目指します。

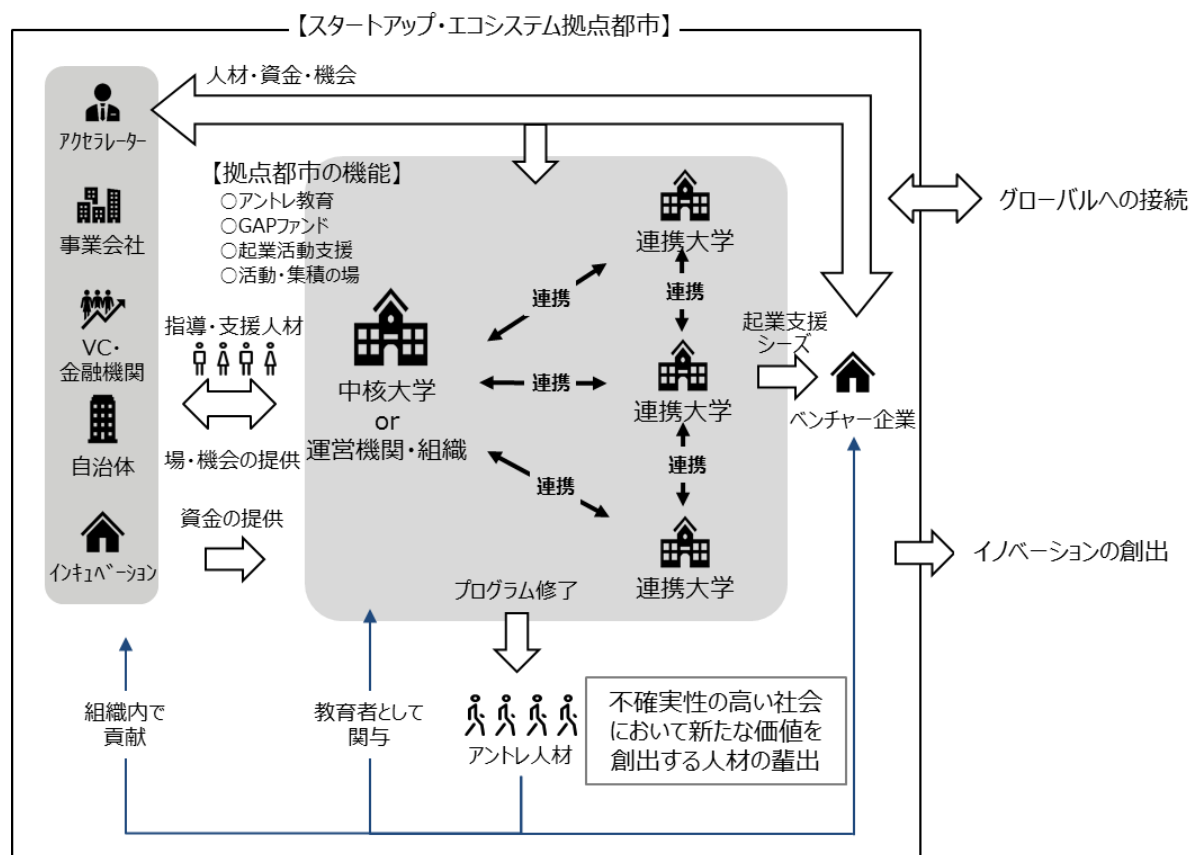
1.1.2 本公募プログラムの目指す姿

本公募プログラムでは、以下の視点を踏まえつつ、産学官に金融機関等を加えた、産学官金が連

携した大学等発ベンチャーの創出・成長支援、およびそれら基盤となるアントレプレナーシップ人材の育成を抜本的に強化することで、エコシステムの形成を加速することを目指しています。

- ・研究機関の革新的技術シーズを基にグローバル市場を目指す大学等発ベンチャーや、SDGs の達成にも資する社会的インパクトの高い大学等発ベンチャーを創出する。
- ・既存企業ではリスクを負えないポテンシャルの高い技術シーズの事業化に挑戦する。
- ・各大学において、教育部門、産学連携部門が互いにリソースを出しながら、協力体制を構築し、垣根を越えることで、アントレプレナーシップ教育によるマインドの醸成から、実際に起業を担う人材・起業を支援する人材の育成や、GAP ファンド支援を含めた起業活動支援プログラム、起業後の支援に至るまで一貫して実施できる体制を構築する。
- ・アントレプレナーシップを持った人材を次々と生み出すための環境を構築し、構築した環境を活用して、アントレプレナーシップを有する人材の裾野を拡大する。
- ・海外のエコシステムとの連携も積極的に行い、グローバルに活躍することのできる人材を育成する。
- ・シード・アーリー段階にも資金が流入する仕組みを構築し、研究機関の技術シーズと事業化の間に存在する研究開発の死の谷を克服する。
- ・関係者が一定のコストを負担しつつも、コストに見合うメリットを得ることで持続的なエコシステムを構築する。

【本公募プログラムによるスタートアップ・エコシステムへの貢献像】



1.1.3 本公募要領での主な用語

・ スタートアップ・エコシステム拠点都市：

我が国の強みである優れた人材、研究開発力、企業活動、資金等を生かした世界に伍する日本型のスタートアップ・エコシステムの拠点の形成と発展を目指し、内閣府が令和2年1月に公募、同年7月に選定（認定）した、地方自治体、大学、民間組織等によるコンソーシアム。

・ プラットフォーム：

本公募プログラムでは、主幹機関、共同機関、幹事自治体最低1機関以上を含めた 5機関以上 で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体を指す。なお、プラットフォームの参画機関に一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれかが1機関以上含む。

・ 大学等発ベンチャー：

本公募プログラムでは、下記二つの条件を共に満たしている技術シーズを基に起業するベンチ

ヤーを指す。

- ・研究機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等）の教職員が職務として開発・発明した技術シーズであること。
- ・研究機関がその技術シーズの権利を有していること（研究機関がその技術シーズの権利を有していなくても、ベンチャー設立後に研究機関に一定額（ストックオプション等含）を寄付することを計画する場合等も含む）。

・ 大学等：

国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人、国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの

・ 企業等：

民間企業等の「大学等」以外の研究機関の総称を指す。

・ 参画機関：

プラットフォームに参画している主幹機関・共同機関・幹事自治体・協力機関を指す。

・ 主幹機関：

本公募プログラムを主体的に推進する国内の機関（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

・ 共同機関：

主幹機関と連携して、本公募プログラムを推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）。

・ 幹事自治体

拠点都市の中核となる自治体。主幹機関、共同機関と連携して、本公募プログラムを推進する地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）。幹事自治体は、複数設定することも可能です。なお、幹事自治体は JST と委託研究契約は締結しません。

・ 協力機関

主幹機関、共同機関が推進する本公募プログラムに協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）。なお、協力機関は JST と委託研究契約は締結しません。

・ 総括責任者：

本公募プログラムの全体責任者。総括責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長

等の役職の方を想定しています。

・ 共同機関責任者：

本公募プログラムの共同機関の責任者。共同責任者が大学に所属している場合は、理事、副学長、学長等の役職の方を想定しています。

・ プログラム代表者：

主幹機関において本公募プログラムの実運用全体をとりまとめる方。

・ プログラム共同代表者：

主幹機関および共同機関において本公募プログラムの実運用を中心的に推進する方。

・ プログラム代表補佐：

プログラム代表者やプログラム共同代表者が本公募プログラムの実運用をするうえで補佐する役割の方。プログラム代表補佐の設置は任意となります。

・ 起業活動支援プログラム：

機関が研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング等の支援を実施するプログラム。

・ GAP ファンド：

事業化に向けて、研究機関の研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための資金。

・ 技術シーズ：

事業化を目指す上で必要となる研究成果等を指す。応募に当たっては当該研究成果に関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるものや必ずしも特許出願を行わない研究成果（ソフトウェア等）に基づく応募も可能。

・ 研究代表者：

GAP ファンドを用いて研究開発課題を中心的に推進する研究者等。

・ 研究開発課題：

研究代表者等が中心となり、GAP ファンドを用いた事業化に向けたビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果等）の取得等を進める課題。

・ Demo Day：

事業化に向けた研究代表者等の活動成果を発表する場（ピッチ、ブース展示等）。

・ アントレプレナーシップ教育：

広く受講者（学生・教職員・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とし、起業活動やベンチャー企業への理解の増進・意識の醸成を目的としたプログラムから、体

験を通じた課題発見や共感力を育み、課題解決に向けて思考法の習得や、仮説検証等、実際に行動を起こすプログラム、更には受講者の中で特に起業や起業支援、新規事業の創出等を目指している者に対しては、起業に必要な知識・ノウハウやスキル等の取得や実践等を提供する教育を指す（詳細は 14 ページの図を参照）。

・ 起業家精神（アントレプレナーシップ）：

社会に存在する課題を自分事として捉える課題の発見力や共感力を育むことを入口に、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて機会を追求し、課題解決に向けた行動を起こしていくための精神と態度。

・ 起業活動の場：

起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に活用する場。

・ 外部資金：

本公募プログラムでの活動を通じて獲得したものであり、かつプログラムの活動に貢献する民間資金（アントレプレナーシップ教育に関する共同研究費や受託研究費、寄附金等）、参画機関の民間企業等から提供されるリソース（人件費等）等の外部資金の総称。

（外部資金の例）

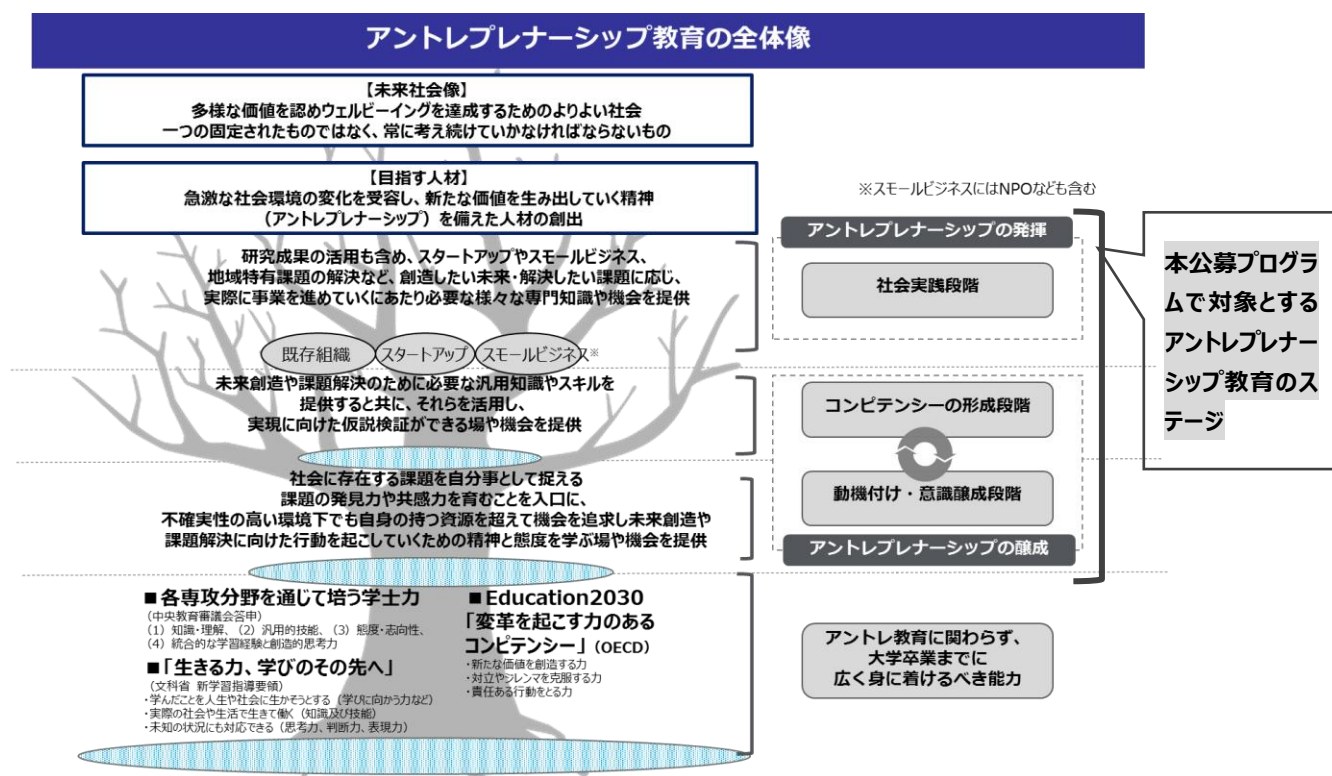
- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等が直接支出する GAP ファンド等の研究開発や、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営の経費（研究開発費、物品費、人件費、旅費等）
- ・ 本公募プログラムの活動のために民間企業等から提供される寄付金等

※なお、外部資金のうち、収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入については、あらかじめ収入額を委託研究費（研究計画）に反映することが適切であるという考えから、JST に事前にご相談ください。ただし、企業等が本公募プログラムで収入を得ることは想定していません。

【収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入の一例】

- ・ 本公募プログラムによる経費を用いてアントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発し、社会人等から受講料収入を得ることが見込まれる場合等。

【アントレプレナーシップ教育の全体像とステージ毎の教育の内容】



アントレプレナーシップ教育の内容

アントレ教育 の各ステージ	アントレプレナーシップの醸成		アントレプレナーシップの発揮
	動機付け・意識醸成	コンピテンシーの形成	社会実践
アントレ教育 の意義	社会に存在する課題を自分事として捉える課題の発見力や共感力を育むことを入口に、不確実性の高い環境下でも自身の持つ資源を超えて課題解決の機会を追求し、課題解決に向けた行動を起こしていくための精神と態度を学ぶ場や機会を提供	課題解決のために必要な汎用知識やスキルを提供すると共に、それらを活用し、課題解決に向けた仮説検証ができる場や機会を提供	スタートアップやスモールビジネス、地域特有課題の解決など、解決したい課題に応じ、実際に事業を進めていくにあたり必要な様々な専門知識や場や機会を提供
	- 実際に課題解決を行っている起業家などの体験談の提供 - 社会課題や地域課題に触れるような体験型授業の提供 - 課題解決のための多様なキャリアの選択肢を理解する機会の提供 - 失敗によるリスクを正しく理解し、挑戦に向かう考え方を学ぶ機会の提供	- 持続的な課題解決のためのビジネス知識の獲得 - 仮説検証方法論と実践の場の提供 - アイデア創出の方法論と実践の場の提供	- ファイナンス、法務など専門知識の提供 - VCや自治体等とのネットワークの提供 - チーム形成のための人的ネットワークの機会の提供 - ビジネスコンテスト、アクセラレーションプログラム、GAPファンドなどの提供
アントレ教育 の具体的な 取組内容例			

令和 2 年度科学技術人材養成等委託事業「持続的・発展的なアントレプレナーシップ教育の実現に向けた教育ネットワークや基盤的教育プログラム等のプラットフォーム形成に係る調査・分析」における有識者会議を踏まえた文部科学省作成資料より抜粋

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供することが期待されています。これらの役割は、1999 年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言[※]）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JST は先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGs は JST の使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JST の事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思ひます。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が 21 世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）と JST の取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文）<https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来よ

り実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組みます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期

待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

第 2 章 公募・選考

2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要

2.1.1 本公募プログラムの支援内容

本公募プログラムでは、コロナ後の社会においてイノベーションの創出を牽引する起業家精神（アントレプレナーシップ）を有する人材の育成や社会課題の解決につながるインパクトの大きいスタートアップを継続的に創出するため、スタートアップ・エコシステム拠点都市においてプラットフォームを構築する大学や機関に対し、アントレプレナーシップを有する人材の育成とスタートアップ創出に一体的に取り組むための活動に必要となる支援を実施します。

具体的には都道府県域に留まらない拠点都市単位において、大学、民間企業、自治体、金融機関、支援機関等の連携により、(1)起業活動支援プログラムの運営、(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、(3)起業環境の整備、(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展についての支援を行い、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムの形成を目指します。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

参画する機関が大学等の研究者等の技術シーズを基にした起業や、「大学発新産業創出プログラム（START）」、他事業への申請に向けて、協力機関や外部有識者の協力も得ながら起業活動の支援を推進します。参画する機関は、大学等の特色や強みの活用も念頭に、起業活動支援プログラムの内容を定めることとします。その際、本公募プログラムのみならず、外部資金や拠点都市内の他制度等も組み合わせながら起業活動の支援を実施するとともに、大学等に経験やノウハウが蓄積される仕組みの構築に積極的に取り組むこととします。

起業活動支援プログラムでは、参画する機関が、大学等の技術シーズの発掘、研究開発課題の募集・選考を行い、採択後、研究代表者等に対して、研究開発費（GAP ファンド）の適切な配賦、起業ノウハウ等の学習、ビジネスモデルのブラッシュアップ、想定顧客訪問サポート、個別メンタリング等の支援を実施します。また、プラットフォーム内で Demo Day を開催（既存の Demo Day に相当するような取組と連携しての開催を妨げない）し、起業活動支援プログラムで支援を行った研究開発課題について、VC やエンジェル投資家、将来の提携事業先企業等が参画する活動成果を発表（ピッチを含む）する場を提供することとします。起業活動支援プログラムは、プラットフォーム内で共通のプログラムを参画機関が共同運営することとし、これまで起業活動に向けた支援がなされていなかった機関における事業化に適した技術シーズも含め、有力な技術シーズが適切に発掘され、技術シーズを基にした起業・事業化に向けて、必要な支援が得られる仕組

みが確立され、スタートアップの創出につながるような体制を構築することとします。

※なお、研究開発費(GAP ファンド)の執行が可能な機関は国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等のみです。

※令和 3 年度に GAP ファンドの執行を行う場合は、スケジュールを踏まえ研究開発期間の確保が可能か検討したうえで、効果的な執行を行うこととします。

(2)アントレプレナーシップ醸成のための人材育成プログラム(以下、「アントレプレナーシップ人材育成プログラム」という)の開発・運営等

アントレプレナーシップ人材育成プログラムとは、広く受講者（学生・教職員・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とし、体験を通じた社会課題の発見力・共感力を育むプログラム、起業活動やスタートアップへの理解の増進や行動変容を起こさせることを目的としたプログラム、未来創造や課題解決に向けての思考法や汎用的スキルの習得、仮説検証等の機会を提供するプログラム、更には受講者の中で特に起業や起業支援、新規事業の創出等を目指している者に対しては、起業に必要となる専門知識・ノウハウやスキル等の取得や実践等を提供する教育を指します。（アントレプレナーシップ教育の全体像や、ステージ毎の教育内容は 14 ページを参照。）

アントレプレナーシップ人材育成プログラムでは、プラットフォームとしてアントレプレナーシップが最大限に醸成され、どの参画機関からも未来創造や課題解決に向けた具体的な行動を起こす人材が次々と生まれる仕組みを構築します。特に、プラットフォームの内外のヒト・モノ・カネ・情報等のリソースや、オンライン技術等を活用して、プラットフォームとして機関が連携し、どの参画機関からも参加しやすいアントレプレナーシップ人材育成プログラムの共同開発および運営を実施するための仕組みや体制を構築することや、プラットフォーム内の既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムについても、機関連携による相互の受講を可能にする体制の構築、更にはそれぞれの参画機関内におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラム及び実施体制の充実を図ります。これらを実施し、拠点都市におけるアントレプレナーシップの醸成および裾野拡大に努めます。なお、令和 2 年度第 3 次補正予算にて予算措置された SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型）（以下、「拠点都市環境整備型」という）に採択されたプラットフォームに所属している機関は、拠点都市環境整備型で育成した指導・支援人材等を巻き込んで、上記を推進してください。

※ただし、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、令和 3 年度については、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営する指導・支援人材の育

成（FD プログラム等の実施）への予算執行はできません。（令和 4 年度以降については、予算の執行が可能です）。

(3)起業環境の整備

拠点都市において、起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に必要となる環境を総合的に整備します。具体的には、研究者等が起業を志した際の相談窓口の設置や、各大学等の起業活動を促進するために関係諸ルール（兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等）の整備や見直しおよびその運用等を行うとともに、(1)や(2)の活動を更に高度化するために真に必要な機器等を精査した上で、試作品製作等のためのハードウェア開発用工作機器やソフトウェア開発支援機器、データ取得のための分析・実験・環境機器、そのほか起業活動の総合的な支援のために必要な遠隔通信機器等の整備等を行います。起業環境の整備に当たっては、拠点都市内の複数の機関の利用者が利用しやすいような運用上の工夫を含めた整備を行うよう努めることとします。

※なお令和 3 年度は、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、起業環境の整備のうち、設備機器の整備については予算を執行できません（令和 4 年度以降については、設備機器の整備も含め起業環境の整備に係る予算の執行が可能です）。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

産学官金の各ステークホルダーとのネットワークを構築し、それらが有効に機能するようなマネジメントを行うプログラム代表者を配置し、プログラム代表者を中心に、将来的なスタートアップ・エコシステム拠点都市内での貢献を念頭に置きつつ、プラットフォーム全体として目指す姿を描いた上で、その実現のための計画を策定・推進します。プログラム代表者を中心にプラットフォーム内で、起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能が、プラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みを検討・構築します。具体的には、(1)において GAP ファンド支援や事業化検証をプラットフォーム内で共同実施する仕組みや、(2)においてアントレプレナーシップ人材育成プログラムをプラットフォーム内で共同開発・運営する仕組みを検討するとともに、拠点都市の起業家・投資家・地域の関係者等が集まりグローバルにつながるができるコミュニティの設置やネットワーキングイベントの実施、情報収集や発信等を通じて、スタートアップ・エコシステムの形成を推進します。

■(1)～(4)の実施例（以下はあくまで実施例となります。）

(1)

- ・これまでスタートアップ創出の仕組みが整っていなかった大学の技術シーズも含めて発掘し、専門知識や経験を持つ支援人材のリソースを、プラットフォームで共有しながら事業化検証を行い、埋もれていた技術シーズを基にしたスタートアップの創出ができるような GAP ファンドプログラムの実施。
- ・シーズの性質等によって大学等の裁量で適切な規模を柔軟に設計できる GAP ファンドプログラムの実施。
- ・民間等が実施するテック系ピッチコンテスト等と連携し、GAP ファンドによる支援を受けた研究者等が、VC やエンジェル投資家等に向けて成果を発表するピッチコンテスト（Demo Day）を実施。
- ・各機関のシーズ探索、ベンチャー支援人材の育成のための研修体制（他大学での OJT を含む）の構築と実施。
- ・GAP ファンド不採択案件や、支援終了案件の継続的なフォロー体制の構築と実施（例えば必要に応じて民間 VC の紹介、経営者人材とのマッチング、土業等の専門家への橋渡し等をするための仕組みや体制の構築等）。
- ・本公募プログラムの想定対象以外の少額・高額 GAP ファンド、分野に特化した GAP ファンド等、プラットフォームに必要な GAP ファンド機能を特定し、その実現に向けた自治体・民間企業等との連携や資金確保のための取組を実施。

(2)

- ・プラットフォームとしてこれまでにないより効果的で多くの受講者が参加できるアントレプレナーシップ人材育成プログラムの企画・設計・実施。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属している機関については、拠点都市環境整備型で育成した指導・支援人材を巻き込みながら実施。
- ・既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの質や魅力の向上のための改良やプログラム数の増設、受け入れ対象の拡大。
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施にあたり、必要に応じて外部人材（起業家等）の登用・雇用。
- ・拠点都市で希望する学生が受講できるような環境整備（大学等連携推進法人制度の活用等により、プログラム実施体制の強化やオンライン技術を活用した受講の仕組みの構築）。

- ・大学等連携・協力体制の強化により、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを十分に実施できていない大学等において、当該プログラムの実施を担当する指導者を選定等し、自大学等でアントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できるシステム・体制を構築。
- ・学内の調整や大学間の連携を推進し、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの単位化や、単位互換の仕組み等についての検討・実施。
- ・拠点都市内でアントレプレナーシップ人材育成プログラムの更なる受講者の裾野を拡大するための方策や、拠点都市の枠組みを超えてのアントレプレナーシップ人材育成プログラム実施の在り方等についての検討。
- ・大学等が自治体（教育委員会も含む）と連携しながら、小～高等学校段階において、起業が職業選択の一つとなるようなアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施や、キャリア教育等の一環としてのアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施。
- ・実施するアントレプレナーシップ人材育成プログラムに付随して、その効果を測定するための指標設計と評価の実施。
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムの設計手法や実施効果に関するエビデンス取得と論文執筆等による海外も含めた情報・成果発信。
- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成に係るファカルティ・ディベロプメント（FD）プログラム等の実施。

※ステージごとの受講生数目標設定の例（以下はあくまで目標設定の例となります。）

ステージ	動機付け・意識醸成	コンピテンシー形成	社会実践
現状	・次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）の主幹機関平均で全学生数（院生含む）の約 5 %が受講※ ・日本全国の全学生数（院生含む）のうち約 1%が受講 ※2020 年度に EDGE-NEXT の支援を受けて実施しているプログラムの受講者数		
事業終了時の目標	EDGE-NEXT 参画大学： 新入生の 50%が何らかの形で受講 その他の大学：新入生の 25%が受講	EDGE-NEXT 参画大学： 在学中に一度はプロジェクト型のプログラムに参加（学部 4 年制で考えると 1 学年あたり 2 5 %が受講） その他の大学：希望者が	希望者が受講できる機会を提供

		受講できる機会を提供	
具体的取り組み例	・必修科目に設定 ・必修科目や新入生ガイダンス科目の数コマに入れる。 ・全学教育等のキャリア教育プログラムの一部で実施	・大人数が同時に受講できるプロジェクト型プログラムの開発 ・複数大学単位互換等による連携でのリソースの集約 ・汎用的ビジネススキル知識のオンラインでのオンデマンド提供	・専門知識提供科目の複数大学での役割分担と単位互換 ・メンタリング人材の育成、起業家 OB/OG のリスト化・組織化 ・自治体・民間の実施するアクセラレーションプログラムとの接続や共同でのプログラム開発

※アントレプレナーシップ人材育成プログラムの各ステージ別の開発例（14 ページを参照のこと。）

【動機付け・意識醸成】

- ・起業家の講演等を通じて、受講者が起業というキャリアを知るとともに、自ら課題を発見し、行動を起こすためのマインドセットを形成するプログラム。

【コンピテンシーの形成】

- ・社会や地域の課題発見力や課題共感力を育むとともに、課題解決の手法や仮説検証等をフィールドワーク等の実践を通じて学ぶことのできるプログラム。

【コンピテンシーの形成/社会実践】

- ・起業に必要な経営組織論やマーケティング、知財、ファイナンス等の知識を習得するためのプログラム。

【社会実践】

- ・受講者が実際に起業や事業化を行うにあたり、(1)の活動とも連携しつつ、必要なメンタリングや人的ネットワーク形成、プロトタイプ作成等を行うための人的・資金な支援を行いつつ、起業や新規事業創出につなげるためのプログラム。

(3)

- ・プラットフォーム内に起業全般に係る相談窓口および人員の配置を実施。また、政府系スタートアップ支援機関連携によるワンストップ相談窓口“Plus One（プラスワン）”の活用。
- ・研究者等が起業をしやすいように関係諸ルール（兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等）についての整備や見直し、手続き等の簡素化を実施。その際、関係諸ルールが未整備であったり、見直し等が進んでいない大学等については進んでいる大学等の知見を借りながら実施。
- ・(1)の起業活動支援プログラムや、(2)のアントレプレナーシップ人材育成プログラムと連携した設備機器の利用や起業活動の場の活用。
- ・拠点都市内の既存インキュベーション施設等と比較し、今回整備する起業活動の場の強みや弱みを把握するとともに、既存インキュベーション施設等との連携を図り、より効果的な起業環境の整備を実施。

(4)

- ・企画・運営するネットワーク人材の配置。
- ・プラットフォーム推進会議を開催し、目指すエコシステムの全体像やロードマップ等を作成。定期的な会議開催により、進捗状況の共有を行う。
- ・プラットフォーム内外のネットワーク構築や知識習得等を目的としたシンポジウムやセミナー等の実施。
- ・海外のエコシステムにつながることができ、拠点都市の多様な人材が定期的に集まるコミュニティの設置。
- ・自治体や民間企業等と連携しながら、拠点都市を中心に、広く社会や企業等にアントレプレナーシップの重要性や、起業を目指す活動が認知されるような広報・イベント等の活動、取組の実施。
(なお、設立済みのベンチャー、スタートアップ等の PR 活動等は本公募プログラムの支援対象外となります。ただし、各機関における上記活動を妨げるものではありません)。
- ・(1)や(2)の取組の学生・卒業生コミュニティの設置（起業部等の学生コミュニティなど）
- ・プラットフォームの持続的な活動促進のための外部資金の獲得に向けたむけた活動と外部資金の活用。
- ・ボーングローバル企業を生み出すための海外 VC、アクセラレーター、民間企業とのネットワーク構築
- ・外部（第三者）評価等も活用しつつ、(1)～(4)の取組の効果や成果の妥当性や必要に応じた取組の見直しを行う等、PDCA サイクルを回しながら、エコシステムの形成に向けた取組を加速。

- ・広域の GAP ファンドや拠点都市全体のアントレプレナーシップ人材育成プログラムをマネジメントする組織等を設置し、運営を実施。（ただし、間接経費としての使用が適当と考えられるもの（管理部門人件費等）は直接経費での計上が認められません）。
- ・マネジメントを行う組織等において、上記のプログラムの運営に加え、拠点都市全体としての外部資金やリソース獲得のための企業・自治体との折衝、各大学から受け入れる担当者の OJT での力量向上、拠点都市で実施するピッチ等のイベントの企画運営等を実施。
- ・その他、拠点都市間の情報共有、ネットワーク構築や拠点都市外の機関との連携促進に資する取組の実施

2.1.2 支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等の実現に向けた取組

本公募プログラムは最長令和 7 年度末までが支援期間となりますが、支援期間終了後も拠点都市で自律的かつ持続的なアントレプレナーシップ人材の輩出や、大学発ベンチャー創出に取り組むスタートアップ・エコシステムを実現するために、外部資金を獲得する仕組みについて検討・構築しつつ、GAP ファンドの効果的な運用等を含めた起業活動支援プログラム、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、拠点都市におけるネットワーク構築等に取り組み、拠点都市としてアントレプレナーシップを有する人材を次々と生み出し、競争力のあるスタートアップが持続的に創出され、成長し、生み出された資本が新たなスタートアップの創出に活用されるような産学官金の連携・協働によるエコシステムを形成することとします。

※なお、収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入については、あらかじめ収入額を委託研究費（研究計画）に反映することが適切であるという考えから、JST に事前にご相談ください。ただし、企業等が本公募プログラムで収入を得ることは想定していません。

【収入の発生を予見できる事象や研究計画に織り込むべき収入の一例】

- ・本公募プログラムによる経費を用いてアントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発し、社会人等から受講料収入を得ることが見込まれている場合。

2.2 推進体制

本公募プログラムでは、主幹機関、共同機関、幹事自治体及び協力機関がプラットフォームを形成し、プログラムを実施することとします。

(1)主幹機関

本公募プログラムを主体的に推進する国内の機関（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）で、スタートアップ・エコシステム拠点都市の起業家育成やスタートアップ創出の中核を担う可能性や意思のある機関を主幹機関と呼びます。主幹機関は、原則として本公募プログラムの「**2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要** 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の、(1)～(4)全てを主体的に実施します。また、本公募プログラムを推進するための全体の責任者として「総括責任者」を任命することとします。JST が認めた場合を除き、原則 1 つの拠点都市からは 1 つの主幹機関の申請となります。1 つの拠点都市から複数の主幹機関の申請を希望する場合は、応募前に JST へ必ずご連絡ください。

(2)共同機関

本公募プログラムを主幹機関と連携して推進する国内の機関（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）を共同機関と呼びます。共同機関は、本公募プログラムを推進するための共同機関の責任者として「共同機関責任者」を任命することとします。なお、共同機関については、「**2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要** 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の、(2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等については必ず実施することとします。(1) 起業活動支援プログラムの運営、および(3)起業環境の整備の実施については必要に応じて実施してください。また、(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展に関しては、主幹機関や他の共同機関、幹事自治体および協力機関と連携しながら実施することとします。

(3)主幹機関と共同機関の共同申請

主幹機関は、共同機関と連携して本公募プログラムを推進することとします。

(4)幹事自治体

主幹機関、共同機関と連携して、本公募プログラムを推進する地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）を幹事自治体と呼びます。幹事自治体は、複数設定することも可能です。幹事自治体と JST は直接の契約による資金提供は行いませんが、主幹・共同機関と協力することで、プラットフォームに参画し、スタートアップ・エコシステムの形成・発展に貢献します。なお、幹事自治体は JST と委託研究契約は締結しません。

(5)協力機関

協力機関は、主幹機関、共同機関が推進する本公募プログラムに協力する機関（国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体）とします。協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いませんが、主幹・共同機関と協力することで、プラットフォームに参画し、スタートアップ・エコシステムの形成・発展に貢献します。なお、協力機関は JST と委託研究契約は締結しません。

(6)プログラム代表者

主幹機関に「プログラム代表者」を 1 名配置します。プログラム代表者は、プラットフォーム内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等との調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は、都市としてのスタートアップ・エコシステム形成に向けて、関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(7)プログラム共同代表者

全ての主幹機関・共同機関に、「プログラム共同代表者」を 1 名ずつ配置します。大学等におけるプログラム共同代表者は、起業活動支援プログラム（技術シーズの発掘、事業化の検証、GAP ファンドによる資金支援、起業前後の立ち上げ支援、起業後のインキュベーション等）、学内のアントレプレナーシップ人材育成プログラム（学部・研究科や教務部門が実施するものも含む）や起業環境を一貫して把握し、全学的な視野で中長期的な計画を立てて活動を推進します。大学等以外の機関におけるプログラム共同代表者は、自らの機関において実施する、大学等の起業活動支援プログラム、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの推進に資する活動や、その他プラットフォームの発展に資すると考えられる活動について、中長期的な計画を立てて推進します。

また、プログラム共同代表者は主幹機関のプログラム代表者や他の共同機関のプログラム共同代表者と主体的に意思疎通を図り、学内外の利害関係の調整を行うこととします。

(8)各支援内容に応じたプラットフォーム内の役割分担とマネジメント体制の構築

本公募プログラムでは様々な機関が多数参画し、大学を中心としたスタートアップ・エコシステムを形成していくことが求められます。全ての参画機関が起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラムに個々で取り組むのではなく、各機関の特色を生かした役割

分担により、プラットフォーム全体のパフォーマンスを最大限に高めるためのマネジメント体制の構築を目指します。また、本公募プログラムでは内閣府により選定されたスタートアップ・エコシステム拠点都市との連携を必ず行うこととします。

本公募プログラムでの活動に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関同士で各種契約を締結する等、プログラムの実施に向けて必要な措置を講じてください。

なお、参画機関（協力機関を含む）から調達を行う場合は、利益排除等の措置を行ってください。

2.3 本公募プログラムで実施すべき内容

本公募プログラムではスタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくか（本公募プログラムの支援終了時点におけるプラットフォームとして目指す姿）を定めた上で、以下の内容について必ず実施することとします。ここでいうスタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標とは、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に係る公募の申請時に提出された書類のうち、「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成計画」に記載されているビジョンや目標、それに準ずるもの、または、それ以降に拠点都市にて定められたビジョン・目標となります。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関においては、拠点都市環境整備型におけるプラットフォームとしてのビジョンや実施状況等を踏まえつつ、プラットフォームとして目指す姿を定めてください。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

大学等や起業支援を行う民間団体等が、プラットフォーム内の技術シーズを基にした起業や「大学発新産業創出プログラム（START）」の申請に向けて、起業活動支援プログラムの運営を推進します。具体的には以下の内容を必ず含めること。また、「第 6 章 Q&A」も参照すること。

- ・プラットフォーム全体として、また、各参画機関がどのようなビジョンや道筋で大学発ベンチャーの創出や成長に向けた支援を進めていくかについて中長期的な目線で、起業活動支援プログラムを実施すること。
- ・起業活動支援プログラムの実施内容を定めること。実施内容は以下の項目を参照のこと。
 - ・研究開発課題の予定数とその根拠
 - ・研究開発課題の発掘や募集方法、応募要件
 - ・選考方法や選考の観点（方針）、審査体制

- ・ 研究開発課題の起業・事業化に向けた支援プログラムの内容（ハンズオン支援等）とその実施体制
- ・ Demo Day 実施内容や方法、体制
- ・ 上記にかかるスケジュール 等
- ・ 起業活動支援プログラムではプラットフォーム内で複数の参画機関が共同して技術シーズを探索・募集・審査・ハンズオン支援が実施できる体制を検討し、構築すること。なお、GAP ファンドの募集・審査は機関毎でなく必ずプラットフォーム全体で合同実施すること。
- ・ プラットフォーム内の各機関に所属する研究代表者（研究者、または学生(修士課程、博士課程)）の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を行い、研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムを実施すること。
- ・ 研究開発課題の募集や選考に当たり、事前に研究者等に本公募プログラムにおける研究開発資金（GAP ファンド）の意義や趣旨を理解してもらうとともに、より効果的な GAP ファンドの運用に向けてその選考や審査方法等を必要に応じて有識者と相談しながら検討すること。

※選考会等に JST 担当者の参加を依頼する場合があります。

※本公募プログラムにおける研究開発費（GAP ファンド）の 1 件あたりの規模は、以下の観点を鑑み、目安として 1 件当たり 500 万円程度、最大 1000 万円程度を想定しています。

- ・ 技術シーズの芽出しや、拠点都市の各機関における起業支援に係るノウハウの蓄積による拠点都市全体の起業支援体制の底上げに資するものであること。
- ・ 技術シーズの性質（技術シーズの分野によって事業化に至るまでのハードル等）による規模の柔軟性があり、審査の際に申請額からの減額も含めある程度裁量を持った額の設定ができること。
- ・ 大規模かつ長期の GAP ファンドを要する研究開発に関しては、本公募プログラムでの GAP ファンド等による支援にとどまらず、「大学発新産業創出プログラム（START）」や他事業への申請や接続も考慮すること。

本公募プログラムでの支援対象のイメージ
想定される支援対象

金額規模	100 万円程度	500 万円程度	3000 万円程度
目的・対象	・シーズの発掘促進 ・市場調査・ビジネスプラン構築 ・大きな資金は不要な課題での起業準備	・市場・ビジネスの成立の可能性のある課題 ・ビジネスプランや知財戦略の強化 ・市場調査に必要なデータや試作品作成	・市場・ビジネスの成立が見込まれる課題 ・起業に向けた PoC や試作品開発に大きな資金が必要な課題
当面の資金確保の方法	各大学の自己資金の確保	・本公募プログラム ・他事業への申請 ・広域 GAP ファンド基金の設置等の模索等	・START や他事業への申請 ・民間等と連携し特定分野に特化したような GAP ファンドプログラムの構築

※同一プラットフォーム内の主幹機関、共同機関に限り、主幹機関と共同機関、および共同機関同士の共同研究を可能としますが、共同研究の実施の可否は各プラットフォームで方針を決定します。異なる機関の共同研究を認める場合は研究開発課題の決定時に JST までご連絡ください。

※研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。また、学部生は研究代表者となることはできません。

※同一の研究者が研究代表者（共同研究を認める場合は主たる共同研究者も含む）として複数の申請をすることはできません。

- ・研究開発課題の応募者情報(氏名、研究開発課題の概要)を JST に報告すること。

JST で推進する「START プロジェクト支援型、SCORE チーム推進型、大学推進型（拠点都市環境整備型も含む）、プロジェクト推進型 SBIR フェーズ 1 支援」との重複応募を確認するため、応募者情報が必要となります。

- ・研究開発課題の研究代表者（共同研究を認める場合は主たる共同研究者も含む）が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等（民間財団・海外機関を含む）(※) について、研究課題ごとに、研究課題名、研究期間、役割、本人受給研究費の額、エフォートを申請時に記入してもらうこと。また、採択となった研究開発課題につ

いては、採択後に提出する研究計画書において JST に報告すること。

(※)「統合イノベーション戦略 2020」において「外国資金の受入について、その状況等の情報開示を研究資金申請時の要件」とすることとされたことを踏まえ、令和 3 年度公募より、「他制度での助成等の有無」(事業によっては「研究費の応募・受入等の状況」)の様式に海外からの研究資金についても記入することを明確にしています。国内外を問わず、競争的資金のほか、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費などの研究資金について全て申請書に記載してもらうようにしてください。

- ・起業活動支援プログラム運営の経験やノウハウがプラットフォーム内の各機関に蓄積・共有される仕組みを構築すること。
- ・大学等は大学等発ベンチャーの株式・新株予約権の取得を進めること。
- ・プラットフォーム内で Demo Day を開催(既存の Demo Day に相当するような取組と連携しての開催を妨げない)し、全ての研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表できること。
- ・各研究開発課題に対して、GAP ファンドの支援期間のみならず、その後の継続的な支援が実施できる体制を構築すること。
- ・起業のタイミングを精査し、しっかりと資金調達・企業活動ができるベンチャーを創出すること。
- ・支援期間終了後の GAP ファンド運用や運営体制の維持等に必要な資金を確保するための中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

拠点都市において、プラットフォームに参加していない大学等も含めて、令和 7 年度末までに拠点都市でアントレプレナーシップ人材育成プログラムの受講を希望する全ての者(学部学生、大学院生、シーズを持った若手研究者や企業の若手人材を含む)に対して、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを提供できる環境の整備を行います。具体的には以下の内容を必ず含めること。

- ・各拠点都市の事情に応じて、各機関の役割分担等を明確にし、アントレプレナーシップ教育をより効率的、かつ効果的に実施するための体制・仕組みづくりを行うこと(例えば、アントレプレナーシップ教育のどのステージをいずれの機関で担い、どう連携・各ステージの橋渡しをしながら実施するのか等。ステージについては 14 ページを参照のこと)。
- ・上記を踏まえたうえで、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発(既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの改良も含む)を行うこと。なお、拠点都市環境整備型に

採択されたプラットフォームに所属している機関が本公募プログラムの支援を受ける場合、拠点都市環境整備型で育成した指導・支援人材を巻き込みながら行うこと。

- ・プラットフォーム内外で機関連携を行い、共同でアントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営するための仕組み・体制構築を行うとともに、プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市で令和 7 年度末までに受講を希望する全ての者が何らかの形で、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講することができるような仕組み・体制構築等を行うこと。
- ・拠点都市におけるアントレプレナーシップ人材の裾野拡大に努めること。また、そのためにプラットフォーム自ら、支援終了後までに人材の裾野を拡大するための定量的な目標値等を定めること。
- ・支援期間終了後のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの持続的な運営に必要な体制や資金の確保を含め、中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(3)起業環境の整備

起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に必要となる環境を整備するための支援を行います。具体的には下記の内容を必ず含めること。

- ・研究者等が起業を志した際に、拠点都市としての相談窓口や起業活動の場へのアクセス、各大学等の関係諸ルール・運用体制（兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約、大学と大学発ベンチャーとの間の共同研究やライセンス契約を円滑に締結する体制、利益相反を円滑にマネジメントする体制等）を起業の一連の成長段階を見越したものとするための整備・見直し等、総合的な環境整備に向けた取組を企画し、計画的な起業環境の整備に努めること。（関係諸ルールについての詳細は産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】
https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.html を適宜参照のこと）。
- ・環境整備に必要な機器等は、(1)や(2)の活動の高度化をする上で真に必要なものを精査した上で整備を行うこと。
- ・拠点都市内の他のインキュベーション施設等との連携を考慮すること。
- ・プラットフォーム内で試作品を製作する機能を備えた起業活動の場の、適切な設置場所を検討すること。なお、試作機能を備えた起業活動の場を拠点内に複数箇所設けることは妨げない。
- ・特定の機関に起業活動の場を設ける場合、プラットフォーム内の他の機関の起業活動を行う者

も活用しやすいような工夫を施すこと。

- ・上記の検討結果に基づき、試作機器等の整備を行うこと。
- ・支援期間終了後の起業活動の場の持続的な運営に必要な体制や資金の確保を含め、中長期的な計画を定めて活動を推進すること。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラムの各機能がプラットフォーム全体として効果的に機能するような仕組みを構築します。具体的には以下の内容を必ず含めること。

- ・プログラム代表者及びプログラム共同代表者を中心としたプラットフォーム推進会議を設け、エコシステムの形成・発展に向けたビジョン及びロードマップ等を作成し、その遂行の責任を負うこと。
- ・プラットフォーム推進会議での議論をスタートアップ・エコシステム拠点都市内の各ステークホルダーと共有する場を設けること。
- ・プラットフォーム内のネットワークを構築するための取組（コミュニティの設置やネットワークイベントの開催等）を企画・運営すること。
- ・自治体や民間企業等と連携しながら、拠点都市を中心に、広く社会や企業等にアントレプレナーシップの重要性や、起業を目指す活動が認知されるような広報・イベント等の活動、取組を実施すること（なお、設立済みのベンチャー、スタートアップ等の PR 活動等は本公募プログラムの支援対象外となります。ただし、各機関における上記活動を妨げるものではありません）。
- ・その他、拠点都市間の情報共有、ネットワーク構築や、拠点都市外の機関との連携促進に資する取組の実施。

2.4 公募期間・選考スケジュール

申請締切：令和 3 年 8 月 18 日(水) 正午【厳守】

選考スケジュールは以下を予定しています。

- ・ヒアリング審査：9 月上旬頃
- ・採択機関の決定・通知：9 月末頃
- ・プログラム開始：11 月上旬頃

2.5 支援期間

契約締結日から令和 7 年度末まで

2.6 経費の内訳

1 拠点都市あたり 1 プラットフォームまでの申請とし、申請額の上限は以下のとおりとします。
申請に当たっては、本公募プログラムの実施内容に留意しつつ、プラットフォームとして必要と考える金額を申請してください。なお、採択時の支援額は、最終的に「スタートアップ・エコシステム形成支援 委員会」における審査や審議の結果等を踏まえ決定します。

申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年です。

なお、本公募プログラムにおける予算規模の総額は 4 億 4,000 万円程度（直接経費・間接経費込み）/年で、4 拠点を採択する場合、1 プラットフォームあたりの予算規模の平均は 8,500 万円程度（直接経費）/年となります。

※なお、予算規模の総額の都合上、審査や審議の結果、およびプラットフォームの規模（主幹機関および共同機関の数、大学発ベンチャー創出数、参画大学の学生数、単願特許出願数等）等の状況を踏まえ、実際の支援額について、大幅に減額（一例として、1 プラットフォームあたりの予算規模の平均である 8,500 万円/年以下等）させて頂く場合があります。

※原則 1 拠点都市から 1 プラットフォームの申請となりますが、2 つ以上の拠点都市にまたがって、
合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。
ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。

2.7 採択予定機関数

4 プラットフォーム程度を採択予定。

2.8 応募要件

以下の(1)～(3) を全て満たしていることが応募要件となります。

※主幹機関単独での応募はできません。主幹機関・共同機関・幹事自治体として最低 5 機関以上の複数機関が連携（特に複数大学の連携を強く推奨）し、プラットフォームを形成して申請することとします。1 つ以上の幹事自治体の参加が必須です。また、一般財団法人、一般社団法人、公益財

団法人、公益社団法人、民間企業等のいずれか 1 つ以上のプラットフォームへの参加（協力機関としての参加も可）を条件とします。なお、申請にあたっては、プラットフォームの取組が、所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置付けられている、または位置づけられる見込みがあることが必要です。

(1)主幹機関は、国内の大学・民間機関等（国公立大学、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業）とします。

共同機関は、国内の大学・民間機関等(国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業)とします。

幹事自治体は、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）とします。

協力機関は、国内外の大学・民間機関・地方自治体等(国公立大学（海外含む）、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業、地方自治体)とします。

※なお、主幹機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画している必要があり、共同機関はスタートアップ・エコシステム拠点都市にすでに参画、または共同機関として参画した当該年度末までに参画する見込みや、参画に対して合意が得られている必要があります。協力機関については、スタートアップ・エコシステム拠点都市へ必ずしも参画している必要はありません。

(2)主幹機関、共同機関は、共同で実施可能な起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラム等を構築すること。

※「1.1.2 本公募プログラムの目指す姿」の達成に向けて、プラットフォームとして事業化に挑戦できる技術シーズを一定数以上保有している必要があります。

※研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とすること。また、学部生は研究代表者となることはできません。

(3)主幹機関、共同機関は支援期間終了後の持続的な起業活動支援やアントレプレナーシップ人材育成プログラム、起業環境の整備等を実現するため、資金確保を含めた中長期的な計画を立て、機関で連携した GAP ファンドの運営やアントレプレナーシップ人材育成プログラムおよび起業

環境の整備が実施できる体制の構築に向けて取り組むことが可能なこと。

特に、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関または共同機関として、参画し経費を執行する際は、本公募プログラムの支援期間中に経費を執行することで、支援期間終了後も持続的にスタートアップ・エコシステムの実現に向けた貢献を継続できる体制を構築することが必要です。

(4)その他の留意事項

※同一のスタートアップ・エコシステム拠点都市から複数のプラットフォームは申請できません。

※申請時点でスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画していない機関でも、今後、主幹機関が属するスタートアップ・エコシステム拠点都市に参画することが見込まれている又は参画について合意が得られている場合は、共同機関として申請することが可能です。

2.9 応募の制限

2.9.1 重複応募の制限

本公募プログラムにおいて、以下の通り重複応募についての制限を予め明確化しています。本節において記載のない JST 内外の他事業につきましても、不合理な重複ないし過度の集中に該当すると個別に判断される場合には、一定の措置を行うことがあります。詳しくは、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」をご参照ください。

(1)機関は主幹機関、または共同機関として、どちらか 1 件のみ申請が可能です。

- ・ 機関は主幹機関として、同時に複数件申請できません。
- ・ 機関は共同機関として、同時に複数件申請できません。
- ・ 機関は同時に、主幹機関と共同機関に申請できません。

(2)令和 2 年度に SCORE 大学推進型および拠点都市環境整備型に採択された機関が主幹機関又は共同機関として本公募プログラムに参加する場合、「**2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要** 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の(1)の内容のうち GAP ファンドに該当する部分について、当該大学が SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型含む）内で既に実施または今後実施予定の GAP ファンドに該当する部分と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

(3)文部科学省の「官民イノベーションプログラム」において国から出資を受けた 4 大学が主幹機関又は共同機関として参加する場合、「**2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要** 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の(1)の内容のうち GAP ファンドに該当する部分について、4 大学が交付を受けた特別運営費交付金を用いて実施している GAP ファンドに該当する部分と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

(4)文部科学省の「次世代アントレプレナー育成事業」に採択されている機関が主幹機関又は共同機関として本公募プログラムに参加する場合、「**2.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の概要** 2.1.1 本公募プログラムの支援内容」の(2)の内容のうち、当該機関が「次世代アントレプレナー育成事業」で既に実施または今後実施予定の内容と重複する部分について支援対象外とします（支援する場合は、明確な切り分けが必要となります）。

また、大学発新産業創出プログラム (START) における研究代表者の重複応募の制限については、「2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ」に記載がありますので、ご参照下さい。

2.10 応募方法

2.10.1 申請

申請は e-Rad を用いて、プログラム代表者、及び、主幹機関の「事務代表者」により行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関の事前登録が必要となります。申請にあたり、①e-Rad を用いた Web 上での入力、②e-Rad を用いた電子媒体の様式のアップロードの 2 つの作業が必要です。e-Rad を利用した応募書類の作成・提出方法等の詳細は「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad) による応募方法について」をご参照ください。また、③申請様式 3：実績 (excel ファイル)および④申請様式 4：予算計画書 (excel ファイル)については、メールでもご提出をお願いいたします。

2.10.2 申請書一覧

- ①申請様式 1：申請書 (word ファイル)
- ②申請様式 2：プラットフォームとして目指す姿の図 (Power Point ファイル)
- ③申請様式 3：実績 (excel ファイル)

④申請様式 4：予算計画書 (excel ファイル)

※①②③④を PDF 形式で 1 つのファイルに結合し、サイズは合計 20MB 以下とすること。

⑤ヒアリング説明資料 (必須)

- ・ヒアリングの際のプレゼンテーション資料となります。
- ・プレゼンテーション発表時間は 20 分を予定しています。枚数に制限は設けませんが、発表時間を考慮し作成してください。
- ・PDF 形式で、サイズは合計 20MB 以下とすること。

下図の e-Rad 申請画面の「参照」ボタンによりファイルを選択し、「アップロード」ボタンをクリックしてください。(下図の e-Rad 申請画面の前後の操作は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募方法について」をご確認ください)

基本情報-申請書類				
名称	形式	サイズ	ファイル名	
応募情報ファイル	[pdf]	10MB		参照 クリア
参考資料	ヒアリング説明資料	[PDF (PDF)]	20MB	参照 クリア

あと1000文字

アップロード

2.10.3 実績および予算計画書 (excel ファイル)のメールでの提出について

申請様式 3：実績(excel ファイル)および申請様式 4：予算計画書(excel ファイル)については、メールでの提出も必須といたします。e-Rad を使用した応募手続きが完了(応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」)した後に、以下の手順で提出してください。

- ・電子メールの件名は、「【スタートアップ・エコシステム形成支援】主幹機関名」としてくださ

提出先： 国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

- ・データは PDF にはせず、エクセルの状態でご提出ください。
- ・メール到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対してメールにて返信します。
- ・電子メール送付から 2 営業日以内に受領通知が届かない場合は、エラーの確認のため送付後 4 営業日以内にご連絡をお願いします。

2.11 スタートアップ・エコシステム形成支援の進め方と流れ

2.11.1 スタートアップ・エコシステム形成支援の管理・運営

- (1) 本公募プログラムでは、JST が競争的資金制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムディレクター（以下、「PD」という）及びプログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。
- (2) PD は、本公募プログラム全体の方針や運営等を統括します。
- (3) PO は、外部有識者等で構成される「スタートアップ・エコシステム形成支援委員会」の委員長であり、本公募プログラムの運営の他、事前評価、中間評価、事後評価、追跡調査等の一連の業務の遂行と取りまとめを行います。

2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ

初年度の流れを中心に記載しています。

(1) 申請 締切：8 月 18 日（水）正午、e-Rad により申請

- | |
|--|
| ・プログラム代表者は申請書、ヒアリング説明資料を作成し、e-Rad により申請いただきます。 |
|--|



(2) 審査（ヒアリング審査は9月上旬頃）

- | |
|--|
| ・スタートアップ・エコシステム形成支援委員会により、書類審査、ヒアリング審査を行います。 |
| ・ヒアリング審査では、プログラム代表者から説明いただきます。 |
| 共同機関と連携する場合は、プログラム共同代表者も出席していただきます。 |
| ・ヒアリング審査への参加は、主幹機関・共同機関・幹事自治体のみ可能です。 |



(3) 採択機関の決定

- | |
|--------------------------------|
| ・委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。 |
|--------------------------------|

- ・ JST は主幹機関に採否を通知します。
※共同機関には主幹機関から連絡していただきます。
- ・ JST のウェブサイトにて主幹機関/共同機関の機関名、プログラム代表者/プログラム共同代表者の氏名、役職等を掲載します。



(4) 研究開発計画書の作成

- ・ プログラム代表者に研究開発計画書を作成いただきます。



(5) 契約 (契約締結は 11 月上旬頃)

- ・ 主幹機関と JST、及び共同機関と JST の間で委託研究開発契約を締結します。
- ・ 当初契約では、研究開発費を除いた費用のみ、JST から支払う予定です。
- ・ 契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できません。

※本公募プログラムの契約には、研究機関は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

詳しくは、「4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」をご参照ください。

※本公募プログラムの契約には、研究機関は「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。大学等のみ対応が必要です。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

詳しくは、「4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



(6) 研究開発課題の募集・選考（起業活動支援プログラムに限る）

- ・ プラットフォーム内で研究代表者※の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を実施していただきます。

- ・採択後、研究代表者は計画書を作成し、プログラム代表者及びプログラム共同代表者が取り纏めます。
- ・学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、確認書を提出いただきます。
- ・研究開発費は、研究開発課題の決定後に変更契約を実施し、JST から支払う予定です。



(7) 実施

(1)起業活動支援プログラム

- ・研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムの運営を推進します。
- ・プラットフォーム内で Demo Day を開催（既存の Demo Day に相当するような取組と連携しての開催を妨げない）し、全ての研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表することとします。
- ・支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた活動を推進します。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・アントレプレナーシップ人材育成プログラム等を実施します。

(3)起業環境の整備

- ・起業にあたっての関係諸ルールの整備・見直しを行うとともに、試作機器等の整備を行い、起業活動の場の運用を行います。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

- ・プラットフォーム推進会議やネットワーク構築のためのイベント、コミュニティ等の企画・運営を行います。



(8) 報告・サイトビジット・中間評価

- ・年度ごとに本公募プログラムの計画書、報告書、及び研究開発課題の計画書、報告書をご提出いただきます。
- ・委員会による進捗確認(進捗報告会、サイトビジット、報告書)、評価(中間評価含)も適宜受けます。



(9) 終了

- ・プログラム代表者は完了報告書を JST に提出し、機関の担当者は契約関連の各報告書を JST に提出します。
- ・JST は、事後評価、追跡調査を実施します。

※研究開発課題の研究代表者の要件

- ・研究開発課題の研究代表者は以下の①～⑤の要件を、全て満たすこと。
 - ① 応募時点において、所属する国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の研究者、または学生(修士課程、博士課程)であり、かつ研究開発課題の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること。なお、技術シーズとは特許（出願中、出願予定を含む）、プログラム等をいいます。但し、学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内とし、学部生は対象とはなりません。
 - ② 技術シーズを利用したベンチャー企業の設立、事業化等により、大学等の研究成果の社会還元を目指していること。
 - ③ 技術シーズについては、本支援を通じて創出されるベンチャー企業の実施に関してその技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
 - ④ プラットフォームが目指すエコシステムの形成について、その趣旨を理解の上、貢献する意志を有すること。
 - ⑤ 学生(修士課程、博士課程)が研究代表者となる場合は、学生及び指導教員が双方署名の上、以下の項目について確認したことを示す確認書を提出していただきます。
- 学生と所属機関が、研究成果として生じる知的財産権の取り決めについて所属機関が合意すること。

大学発新産業創出プログラム（START）内における重複応募の制限は以下の通りです。

同一の研究代表者は、START プロジェクト支援型（with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む）、社会還元加速プログラム（SCORE）チーム推進型、SCORE 大学推進型（拠点都市環境整備型を含む）内の研究開発課題、SBIR フェーズ 1 支援（ただし、技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合は一部異なります）、スタートアップ・エコシステム形成支援内の研究開発課題を同時に申請または実施することはできません。詳細は下図を参照ください。ただし、申請済み課題の不採択が既に決まっている、または実施中課題が終了し本公募の実施期間と重複しない場合に限り、本公募に申請可能です。

これから申請する プログラム 現在 申請中・実施中 のプログラム		START プロジェ クト支援 型	SCORE チーム推 進型	SCORE 大学推進 型※ ² 内の 研究開発 課題	SBIR フェーズ 1 支援		スタート アップ・ エコシス テム形成 支援内の 研究開発 課題
					起業によ る技術シ ーズの事 業化を目 指す場合	技術移転 による技 術シーズ の事業化 を目指す 場合	
START プロジェクト 支援型※ ¹		×	×	×	×	○	×
SCORE チーム推進型		×	×	×	×	○	×
SCORE 大学推進型※ ² 内の 研究開発課題		×	×	×	×	○	×
SBIR フェーズ 1 支援	起業によ る技術シ ーズの事 業化を目 指す場合	×	×	×	×	×	×
	技術移転 による技 術シーズ の事業化 を目指す 場合	○	○	○	×	×	○
スタートアップ・エ コシステム形成支援 内の研究開発課題		×	×	×	×	○	×

※¹ with/post コロナにおける社会変革への寄与が期待される研究開発課題への短期集中型を含む。

※² 拠点都市環境整備型を含む。

2.12 選考方法

2.12.1 選考の流れ

「2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ」を参照ください。

2.12.2 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。もし、選考に関わる者について懸念点等ある場合は、申請書に具体的に記載してください。

- a. 申請者等と親族関係にある者。
- b. 申請者等と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業における同一部門に所属している者。
- c. 申請者等と緊密な共同研究を行う者。(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者の研究課題の中での共同研究者等をいい、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 申請者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- e. 申請者等の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) 総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメント

総括責任者、プログラム代表者が「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案を行い、「共同研究開発機関に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、総括責任者、プログラム代表者の利益相反に該当する可能性があります。従って、総括責任者、プログラム代表者と「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の共同研究開発機関をいいます。なお、a 及び b については総括責任者、プログラム代表者のみではなく、総括責任者、プログラム代表者の配偶者及び一親等内の親族（以下、「研究代表者等」と総称します。）についても同様に扱います。

- a. 総括責任者、プログラム代表者等の研究開発成果を基に設立した機関。
（直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。）
- b. 総括責任者、プログラム代表者等が役員（CTO を含み、技術顧問を含まない。）に就任している機関。
- c. 総括責任者、プログラム代表者が株式を保有している機関。
- d. 総括責任者、プログラム代表者が実施料収入を得ている機関。

「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から委員会にて審議します。

そのため、「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」を共同研究開発機関とする場合、申請書にて「総括責任者、プログラム代表者に関係する機関」が共同研究開発機関に含まれていることを申告してください。

なお、総括責任者、プログラム代表者の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業（以下「出資先企業」といいます。）を本公募プログラムが採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反（組織としての利益相反）に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画者の所属機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について委員会にて審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、提案書にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本公募プログラムの採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は本公募プログラムの公募開始日とします。当該日時点で JST から出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。

JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.13 選考の観点

審査にあたっては、スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョン・目標に対し、プラットフォームとしてどのように貢献していくか（本公募プログラムの支援終了時点におけるプラットフォームとして目指す姿）という観点を元に、更に個別の審査項目に関する審査の観点を以下のとおりとし、評価を行う予定です。

(1)起業活動支援プログラムの運営

【目指す姿】

- ・研究開発課題の目標数は現状を踏まえて意欲的であり、その根拠は明確か。
- ・プラットフォームとして複数の参画機関が共同して、技術シーズを積極的に発掘・審査し、起業に向けた支援ができる体制の構築等について実現可能な目標が設定されているか。

【実施状況・課題】

- ・プラットフォーム内における GAP ファンドの構築・運用状況や起業活動支援体制の構築状況やそれら課題についての分析が適切になされているか。

【取組内容・実施計画】

- ・運営スケジュールは妥当か。
- ・研究開発課題の募集方法、応募要件(体制含)、選考方法、選考の観点(方針)、審査体制は妥当

か。

- ・ 研究開発課題への支援体制や支援プログラムの内容は妥当か。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

【目指す姿】

- ・ 支援終了時点までに実施するアントレプレナーシップ人材育成プログラムの内容及び想定される受講者の規模等は意欲的かつ実現可能な目標が設定されているか。

【実施状況・課題】

- ・ 既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施状況や、それを踏まえたアントレプレナーシップ人材育成プログラムの課題について分析がなされているか。
- ・ プラットフォームに参加していない大学等も含めて拠点都市の受講を希望する全ての者が、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講することができるような仕組みや体制づくりの内容となっているか。

【取組内容・実施計画】

- ・ アントレプレナーシップ人材育成プログラムをプラットフォームとして効果的に実施するための仕組みや体制づくりの内容は妥当か。
- ・ 目指す姿の実現に向けた支援終了時点までの運営スケジュールは妥当か。

(3)起業環境の整備

【目指す姿】

- ・ 起業を志した研究者等のための相談窓口の設置や、プラットフォームに参画する各大学等の大学発ベンチャーに対する支援制度や規程、体制（兼業や株式取得に関する規程等）の整備・見直し等について、意欲的かつ実現可能な目標が設定されているか。
- ・ 配置する設備機器や起業活動の場とその活用・運用の仕組み、運用体制について、実現可能な目標が設定されているか。

【整備状況・課題】

- ・ 研究者等が起業を志した際の相談窓口や、起業を見越した各種関係ルールの整備等の現状・課題が整理・分析されているか。
- ・ 拠点都市の起業環境（大学・自治体・民間のインキュベーション施設や設備機器、参画大学等の各種規定や運用等）の現状・課題が整理・分析されているか。

【取組内容・整備計画】

- ・研究者等が起業を志した際の相談窓口や、起業を見越した各種関係ルールの整備について、現状・課題を踏まえた実施内容となっているか。
- ・試作機器等の整備や起業活動の場の運用スケジュールは妥当か。
- ・整備する起業活動の場の想定場所や規模、整備する機器等は妥当かつ精査された内容になっているか。
- ・(1)起業活動支援プログラムや(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの取組との連携が考慮されているか。

(4) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

【目指す姿】

- ・エコシステムの形成・発展に向け、プラットフォームの各機関との連携に向けた目標が適切に設定されているか。

【連携状況・課題】

- ・プラットフォームにおける現状の連携状況や課題等について整理・分析がなされているか。

【取組内容・実施計画】

- ・プラットフォーム推進会議の設置や、その運用体制、スケジュールについて提案されているか。
- ・プラットフォーム内外の各参画機関のネットワークが構築されるような仕組みが提案されているか。
- ・産学官金のネットワークを構築し、それぞれの機関に持続的かつ適切に利益が分配される仕組みの構築について提案がされているか。

(5) 経費執行計画

- ・経費執行計画は適切か。

第 3 章 採択後の研究推進等について

3.1 研究計画の作成

採択後、プログラム代表者は支援期間(令和 7 年度末まで)の全体を通じた全体計画書、年度毎の年次計画書を作成します。計画書には、予算執行計画や体制が含まれます。また、プログラム代表者は研究開発課題決定後、研究代表者が作成する研究開発課題の計画書も取り纏めます。

※ 計画書で定める体制および予算は、PO（プログラムオフィサー）によるマネジメント、評価の状況、本公募プログラム全体の予算状況等に応じ、支援期間の途中で見直されることがあります。

3.2 委託研究契約

- a. 研究機関の採択後、JST は研究機関との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では本公募プログラムを実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」(55 ページ ~) を参照してください。
- c. 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 プログラム推進費と研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、プログラム推進費（直接経費）と研究開発費（直接経費）に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、プログラム推進費と研究開発費として研究機関に支払います。

・プログラム推進費：

研究開発費以外の起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市のエコシステムの形成・発展に使用する費用。

例：アントレプレナーシップ人材育成プログラム開発費、外部有識者への謝金、旅費、起業活動支援プログラムの外注費

※一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等が主幹機関また

は共同機関として参画し経費を執行する際は、本公募プログラムの支援期間中に経費を執行することで、支援期間終了後も持続的にエコシステムの形成・発展に向けた貢献を継続できる体制を構築することが必要です。

※企業等(大学等以外)について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、支援終了後は企業等で有償賃貸借や買い受けが必要になります。

執行に際しては特に注意が必要です。以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

また、「第 6 章 Q&A」をご確認ください。

・研究開発費：

研究代表者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ(実験結果、計算結果)等の整備を進めるための費用。

※国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人(国立研究開発法人を含む)、地方独立行政法人等のみ「研究開発費」を執行できます。一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、民間企業等は研究開発費を執行できません。

3.3.1 プログラム推進費(直接経費)と研究開発費(直接経費)

プログラム推進費(直接経費)と研究開発費(直接経費)とは、プログラム推進と研究開発の実施に直接的に必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備(※1)・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究担当者および計画書記載の研究参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：研究参加者・支援者等(但し、研究担当者を除く※2)の人件費、謝金

※大学等において運営費交付金や私学助成金等により、国から人件費を措置されている者の人件費は支出できません。

※総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の人件費は支出できません。

※参加者リストに記載がある方、およびプラットフォーム関係者への謝金の支出はできません。

※各研究開発課題の研究開発費における人件費・謝金の合計は原則として、直接経費の総額の 50%以内とします。評価の結果を基に、契約前に JST が承認した場合に限り、人件費・謝金の合計が直接経費の総額の 50%を超える研究開発が可能です。

なお、JST では本公募プログラムに参画する若手研究者の自発的な研究活動を支援することで若手研究者の育成を目指しています。

d. その他：a, b, c の他、プログラム推進と研究開発を実施するための経費（※ 2）

※外注費としては、研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については直接経費での計上が認められています。

※研究開発費で執行する外注費は、原則として、各年度の直接経費の 50%以内とします。50%を超える場合は、事前に JST の承認を得る必要があります。

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進に係る事項」（68 ページ）を参照してください。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

○「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

○「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 7 月 8 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/labor_costs.pdf

○直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 7 月 8 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/buyout_donyu.pdf

3.3.2 直接経費として支出できない経費の例

- ・ 目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの（※）

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本公募プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

3.3.3 間接経費

間接経費とは、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年 7 月 18 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.3.4 複数年度契約と繰越制度について

JST では、研究成果の最大化に向けた研究費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています（なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なる他、研究機関の事務管理体制等により複数年度契約及び繰越が認められない場合があります）。

本公募プログラムでは、プログラム推進費の繰越は可能ですが、研究開発費の繰越はできません。

3.4 評価

- ・ JST は、サイトビジット、進捗報告会、報告書等による進捗確認を実施します。進捗評価の結果により、計画の見直し等を求めることがあります。また、評価結果によっては、支援期間中であっても、活動経費の増額・減額や活動の中止等の措置をとることがあります。
- ・ JST は、採択後 3 年度目に中間評価を実施します。中間評価の結果、活動の縮小や中止の措置をとることもあります。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、事業終了年度、または翌年度に事後評価を実施します。事後評価では、プラットフォームの主幹機関および共同機関における取組の成果のみならず、幹事自治体、協力機関まで含めた支援期間を通じた全体の取組の成果を報告いただきます。また、評価結果は公開する予定です。
- ・ JST は、追跡調査を実施します。

3.5 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の責務等

(1) JST の研究費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。

- a. 公募要領等の要件及び所属機関の規則を遵守する。
- b. 機構の研究費は国民の税金で賄われていることを理解の上、研究開発活動における不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用）、研究費の不正な使用等を行わない。
- c. 参画する研究員等に対して研究開発活動における不正行為及び研究費の不正な使用を未然に防止するために機構が指定する研究倫理教材（eAPRIN（旧名称 CITI） e-ラーニングプログラム）の受講について周知徹底する。詳しくは、「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」をご参照ください。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(2) 総括責任者

本公募プログラムの全体の責任者は総括責任者が務めます。本公募プログラムで実施する内容について、全ての責任を負います。

(3) 共同機関責任者

共同機関で実施する内容について、全ての責任を負います。

(4) プログラム代表者

拠点都市内のスタートアップ・エコシステムが目指すビジョンを、参画機関等の調整を図りながら検討・構築します。プログラム代表者は都市としてのエコシステム形成に向けて、主体的にプラットフォーム内外の関係機関とのネットワークを構築し、プラットフォーム全体のマネジメントを行います。

(5) プログラム共同代表者

主幹機関及び共同機関におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラムや起業活動支援プログラム等の起業活動支援内容を一貫して把握し、全学的な視野を持って機関内の活動を推進します。また起業活動支援プログラムの運営及びアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等に向けた活動の実務を中心的に行います。

3.6 研究機関の責務等

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している全ての研究機関（以下「【参画機関】」といいます。）から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL を参照してください。

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/2021_su-ecosys_keiyakusho.pdf

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があり

ます。「(「4.24 (1)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に基づく体制整備について」(77 ページ))。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン (平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定)」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。「(「4.25 (1)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について」(79 ページ))。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本公募プログラム特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。(科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の使途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)
- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事

項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。（万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。）
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が機構の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結する等、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取り組みの一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費（間接経費を除く）により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント（出産・育児・介護）に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」（上限金額：月額 30 万円×支援月数）を支給

します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材（ポストドクター、研究者等）をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます。

3.7.3 次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について

平成 29 年度から文部科学省にて次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT : Exploration and Development of Global Entrepreneurship for NEXT generation）を実施しており、5 コンソーシアム（主幹機関【東北大学、東京大学、名古屋大学、九州大学、早稲田大学】）に対して、アントレプレナー育成に係る高度なプログラム開発等、エコシステム形成に資する支援を行っています。

本公募プログラムの実施する上で、EDGE-NEXT との連携を積極的にご検討ください。

●次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）について

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/edge/1346947.htm

●EDGE-NEXT 参加大学へのリンク

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/edge-next.html>

3.7.4 産学融合拠点創出事業について

経済産業省では、産学融合を通じた共通価値の創造を目指し、産学融合の先導的取組とモデル拠点構築に向けた支援を行い、大学を起点とするオープンイノベーションの深化とさらなる拡大

を実現するため、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム（J-NEXUS）」と「地域オープンイノベーション拠点選抜制度（J-Innovation HUB）」の2つの取組を実施しています。

本公募プログラムの実施する上で、産学融合拠点創出事業との連携を積極的にご検討ください。

- 産学融合拠点創出事業について

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation_nexus.html

第 4 章 応募に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

プログラム代表者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」（85 ページ）を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラム（eAPRIN（旧 CITI）を含む）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済であることを申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済であることを申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

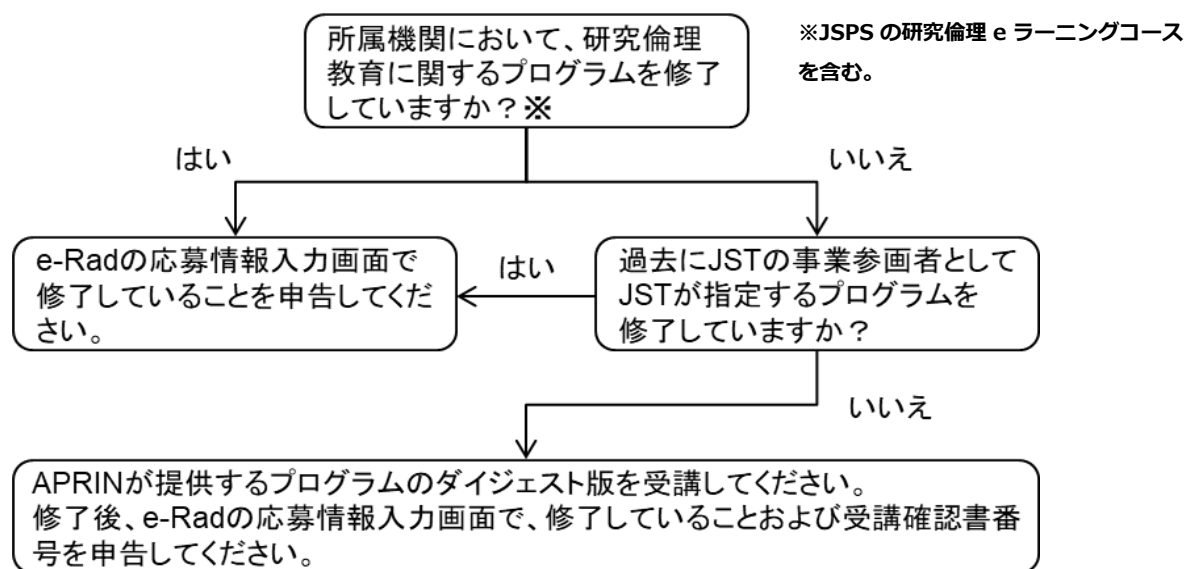
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本公募プログラムに参画する研究者等について「eAPRIN (旧 CITI)」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則として全ての研究参加者に「eAPRIN (旧 CITI)」の単元を受講・修了していただきます(ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN(旧 CITI)の単元を修了している場合を除きます)。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考

対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」といいます。）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下「研究者等」といいます。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

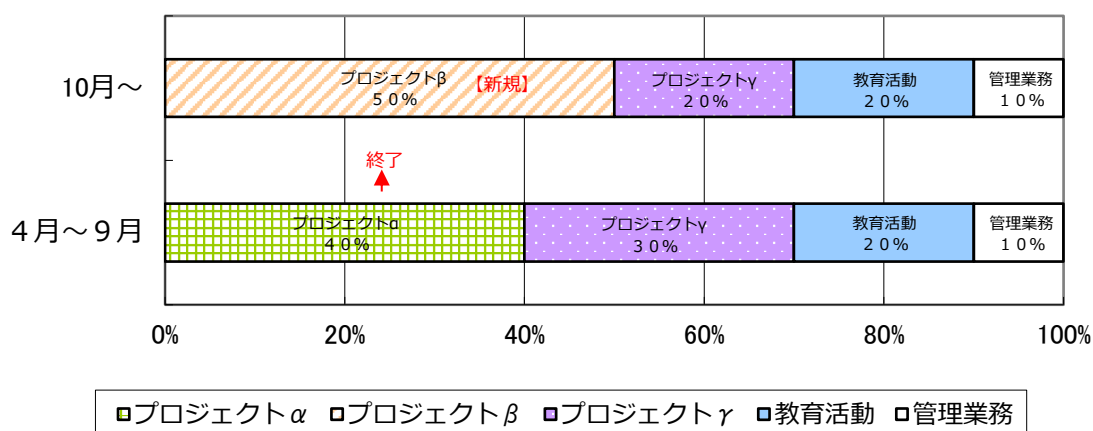
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第 3 期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率 40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率 50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が 30%から 20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.3 他府省を含む他の競争的研究費制度の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」といいます。）や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2} に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間※ 3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※ 1	1 個人の利益を得るための私的流用	10 年
	2 1 以外 ① 社会への影響が大きく、行為 の悪質性も高いと判断される もの	5 年
	② ①及び③以外のもの	2 ～ 4 年
	③ 社会への影響が小さく、行 為の悪質性も低いと判断され るもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究 者及びそれに共謀した研究者		5 年
不正使用に直接関与していな いが善管注意義務に違反して 使用を行った研究者 ※ 2		善管注意義務を有する研 究者の義務違反の程度に 応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、嚴重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少
額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起
算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 3 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 2 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日ま

でに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」（<https://qa.e-rad.go.jp/>）を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021asteps309betsu.pdf>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費からプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

- 「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 7 月 8 日）

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/labor_costs.pdf

4.10 費目間流用について

本事業では、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%（直接経費総額の 50%の額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）以内とします。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。なお、研究開発費の費目間流用については、研究開発課題ごとに上記ルールを適用します。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- （1）JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- （2）会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- （3）研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研

究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。
なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」
(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)
https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf
- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」
(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm
- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」
(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf
- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」
(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)
https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf
- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」
https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的

支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・ 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円¹程度の時間給の支払

¹ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 学生を R A 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5 年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成 31 年 2 月 25 日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10 年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間（5 年程度以上）の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和 2 年 12 月 18 日改正競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（連絡）」
（令和 2 年 4 月 10 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

- 「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム（START）の対応について（令和 3 年 7 月 8 日）

<https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/kanwa.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発

者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.19 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いいたします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

(参考)「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

ついては、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」もご参照してください。

4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本公募プログラムにより得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベースカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem

in Startup Cities), Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJST + 数字 4 桁（課題番号）です。体系的番号については、採択後にお知らせします。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This research was supported by JST START University Ecosystem Promotion Type (Supporting Creation of Startup Ecosystem in Startup Cities), Grant Number JPMJSTxxxx, Japan.

【和文】

本研究開発は、JST START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援、JPMJSTxxxx の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.23 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

（１）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）※¹の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される

全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※ 1 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

（2）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研契約は認められません。）

このため、令和 3 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 3 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和 2 年度版チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 3 年度版チェックリストを令和 3 年 12 月 1 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について
研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)※¹を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。)

このため、令和 3 年 4 月 1 日以降、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から令和 3 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 2 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず契約は認められますが、この場合は、令和 3 年度版研究不正行為チェックリストを令和 3 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本公募プログラムにおいて、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本公募プログラムへの申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者	2～3年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者		2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

※ 募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本公募プログラムへの申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページ

において公開します。

4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

4.29 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本公募プログラム実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.30 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内

で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→選考→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

5.2 e-Rad を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。

応募の流れについては、「5.4 具体的な操作方法と注意事項」を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

（1）e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下「ポータルサイト」といいます。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

研究機関はプログラム代表者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを発行することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(2) e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

①応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。

アップロードできる申請様式の電子媒体は 1 ファイルで、最大容量は 20MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に事業担当 JST 産学連携展開部 START 事業グループへ問い合わせてください。

②作成した申請様式ファイルは、PDF 形式、WORD、一太郎ファイル、圧縮ファイルでアップロード可能となっています。e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。

③提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。提出締切日時までに研究者による応募申請の提出が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、事業担当まで連絡してください。

PDF ファイルに関する注意点

- ・ PDF には、パスワードを設定しないでください。
- ・ 変換後の PDF ファイルは、必ず開いて確認してください。外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります。

(3) その他

応募書類に不備等がある場合は、選考対象とはなりませんので、公募要領及び応募書類作成要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差替えは固くお断りします。また、応募書類の返却は致しません。

5.3 その他

(1) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<https://www.e-rad.go.jp/>) から参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは従来通り JST 事業担当にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。本公募プログラムの公募ウェブページ及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合わせには一切回答できません。

事業に関する問い合わせ 及び応募書類の作成・提出 に関する手続き等に関する問合わせ	JST 産学連携展開部 START 事業グループ	E-mail : su-ecosys@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号 : 03-5214-7054 受付時間 : 10:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く
e-Rad の操作方法に関する問合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877(ナビダイヤル) 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝日、 年末年始を除く

- START 事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/start/>
- ポータルサイト : <https://www.e-rad.go.jp/>

(3) e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

5.4 具体的な操作方法と注意事項

- ・ e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。

e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。さらに締切当日は e-Rad が混雑し、著しく時間を要する恐れがありますので早期に e-Rad への入力を始めてください。

- ・入力情報は「一時保存」が可能です。

応募情報の入力を途中で中断し、一時保存できます。詳細は e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html) や「よくある質問と答え」(<https://qa.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。

- ・研究提案提出後でも「引き戻し」が可能です。

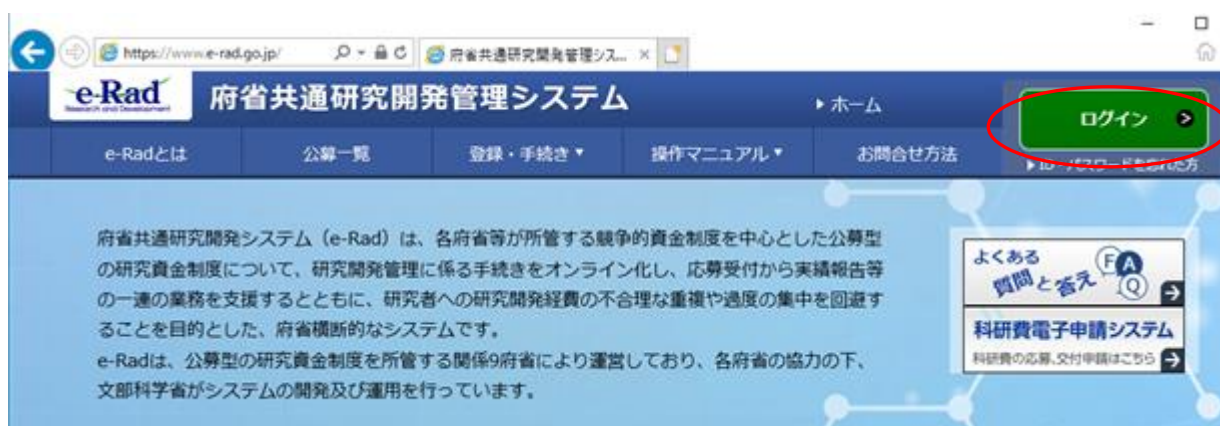
募集締切前日までは、研究者自身で研究提案を引き戻し、再編集可能です。e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。ただし、募集締切当日は「引き戻し」を行わないでください(e-Rad が 混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあるため)。

■ 応募情報の入力

- ・申請書からの転記箇所は、指示通りの箇所をコピー・貼り付けするなどして正確に転記ください。
- ・申請書を修正した場合、e-Rad にも最終の情報が転記されているか確認ください。

【e-Rad ポータルサイト】画面 <https://www.e-rad.go.jp>

右側の「e-Rad へのログイン」をクリック



【e-Rad ログイン】画面

主幹機関の「事務代表者」のログイン ID、パスワードを入力し、ログインをクリック



【応募採択課題情報管理】画面

1. 新規応募－公開中の公募（新規応募）を選択し、「公開中の公募一覧」画面を表示
2. 検索条件に「START」と入力して「検索」をクリック
3. 表示された

「START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 2021」の「応募する」をクリック



【応募に当たっての注意事項】画面

画面に表示される注意事項を確認の上、「承諾して応募する」をクリックする。



【応募（新規登録）】画面

- ・ 課題 ID : 自動採番
- ・ 研究開発課題名 : 「申請様式 1」 「1. 基本情報」 の「主幹機関の機関名」を転記
- ・ 一時保存中の課題を配分機関に公開する : 「公開しない」を選択

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface for '応募（新規登録）'. The page has a header with '応募（新規登録）' and a sub-note '応募を行うに当たって必要となる各種情報の入力を行います。画面はタブ構成になっており、それぞれのタブをクリックすると各タブでの入力欄が表示されます。各タブの必要な項目をすべて入力し、「入力内容の確認」をクリックしてください。'. Below this, there's a form with fields for '公募年度 / 公募名' (2021年度 / START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 2021), '課題ID / 研究開発課題名' (marked as '必須'), and '一時保存中の課題を配分機関に公開する' (with radio buttons for '公開する' and '公開しない', where '公開しない' is selected). The bottom section shows the '基本情報' (Basic Information) tab, with fields for '研究期間 (西暦)' (Research Period) and '研究分野(主)' (Main Research Field), both marked as '必須'. There are also buttons for '研究の内容を検索' and 'クリア'.

- ・「基本情報」タブ

研究期間（開始）：2021

研究期間（終了）：2025

研究分野（主）：「研究の内容」として“その他”を選択、

「キーワード」には“起業活動支援”を記載

研究分野（副）：記入不要

研究目的：“起業活動支援プログラムの運営”と記載

研究概要：「申請様式 1」の「4. 概要、(2-1)起業活動支援プログラムの運営」に記載の内容を転記

基本情報・申請書類：該当する資料をそれぞれアップロード

- ・応募情報ファイル⇒「①申請様式 1、②申請様式 2、③申請様式 3、④申請様式 4」を結合した PDF ファイルをアップロード
- ・ヒアリング説明資料⇒PDF ファイルをアップロード

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

基本情報

研究期間（西暦）必須

最短研究期間：5年 最長研究期間：5年
(開始) 年度から(終了) 年度まで

研究分野(主) 研究の内容 必須

キーワード 必須

研究分野（副）を設定する

▼ 任意項目を表示

研究目的 必須

1000文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと1000文字

研究概要 必須

1000文字以内（改行、スペースも1文字でカウント）

あと1000文字

基本情報-申請書類

名称	形式	サイズ	ファイル名	
応募情報ファイル 必須	[pdf]	20MB	参照 クリア 削除	
参考資料	ヒアリング説明資料 必須	[PDF (PD F)]	20MB	参照 クリア 削除

・「研究経費・研究予算」タブ：

＜研究経費項目＞「申請様式 4」をもとに各経費の希望予算額を転記

基本情報

研究経費・研究組織

個別項目

応募・受入状況

研究経費

年度ごとの経費の登録を行います。
「1.費目ごとの上下限」を確認しながら、「2.年度別経費内訳」を入力してください。

1.費目ごとの上限と下限

	上限	下限
直接経費	(設定なし)	(設定なし)
間接経費	(直接経費の30%)	-

2.年度別経費内訳

		2021年度	2022年度	2	合計
直接経費	プログラム推進費 必須	,000 円	,000 円		0 円
	研究開発費 必須	,000 円	,000 円		0 円
	小計	0 円	0 円		0 円
間接経費	間接経費 必須	,000 円	,000 円		0 円
	合計	0 円	0 円		0 円

＜研究組織項目＞「申請様式 4」をもとに各経費の希望予算額を転記（初年度予算額のみ）

共同機関については、「行の追加」ボタンで欄を追加してください

研究開発費については、全額を主幹機関に計上して入力ください。

※主幹機関が国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等以外の場合は、別途 JST にご相談ください。

研究組織

1.申請額（初年度）の入力状況

「1.申請額（初年度）の入力状況」を確認しながら、「2.研究組織情報の登録」の各費目を入力してください。
ここで入力した各費目の金額の計は、上記の「研究経費」の「2.年度別経費内訳」で入力した各費目の初年度金額と一致するように入力してください。

(単位：千円)

	初年度の申請額	研究機関ごとの金額合計	差額
直接経費	0千円	0千円	0千円
間接経費	0千円	0千円	0千円

2.研究組織情報の登録

課題に参加するメンバーと、研究メンバーごとの研究経費初年度を入力してください。研究経費は、上の表の「研究機関ごとの金額合計」に反映されます。

行の追加

選択行の削除

研究機関を検索	研究機関コード 研究機関名	責任者情報 責任者氏名 事務代表者氏名 (漢字)	事務代表者連絡先 住所 電話番号 メールアドレス	直接経費 間接経費 (千円) 必須	研究者 人数	閲覧・編集 権限	削除	移動
	代表機関 XXXXXXXX XXXXXXXX大学	(姓)○○(名)○ ○○ (姓)○○(名)○ ○○	東京都○○区○○ 番地 00-0000-0000 xxxxx@xxx.xxx.ac.jp	千円 千円				

行の追加

選択行の削除

研究組織内の連絡事項を登録する

▼ 任意項目を表示

- ・「個別項目」タブ：確認事項をチェック。また、プログラム代表者の氏名、フリガナ、e Rad 研究者番号、所属・役職を記載

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。 ☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
【確認】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。 ☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
【確認】本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
【確認】本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為が行われていないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。			
【確認】プログラム代表者の研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(eAPRIN(旧CITI)) ☐ 所属機関での研究倫理倫理教育に関するプログラムを修了している ☐ JST事業等で eAPRIN(旧CITI)を修了している ☐ eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)			
【確認】eAPRINダイジェスト版を終了している場合、受講確認番号(数字 7 桁+ARD)を入力してください。(該当者は必須)			
■プログラム代表者(本プログラムの実運用を中心的に推進する方)			
氏名			
フリガナ			
所属・役職			
e-Rad研究者番号			

全てのタブ入力後、「入力内容の確認」ボタンをクリックしてください。



【応募（入力内容の確認）】画面

入力されている内容に修正すべき箇所が存在しない場合は、内容に誤りがないことを確認した上で、「この内容で提出」ボタンをクリックしてください。

提出する応募提案書ファイル（PDF） は「応募内容提案書のプレビュー」ボタンから参照・取得できます。提出後に応募提案書ファイル（PDF）を参照・取得したい場合は、メニュー「提出済の課題＞課題一覧」から対象の応募を選択してください。以下の内容で設定します。よろしければ「この内容で提出」をクリックしてください。

応募（入力内容の確認）

入力内容を確認して、よろしければ、「この内容で提出」ボタンを押してください。
修正がある場合は、「戻る」ボタンを押してください。

[基本情報](#)
[研究経費](#)
[研究組織](#)
[個別情報](#)
[応募・受入状況](#)

公募年度／公募名	2021年度/START 大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援 2021
課題ID／研究開発課題名	/テスト

基本情報

新規・継続区分	新規	
研究期間（西暦）	（開始）2021年度から（終了）2025年度まで	
研究分野(主)	研究の内容	その他
	キーワード	キーワード 起業活動支援プログラムの運営
研究分野(副)	研究の内容	

戻る

応募内容提案書のプレビュー

この内容で提出

【応募の提出完了】画面

正しく提出が行われると、提出が完了すると、「応募の提出完了」というメッセージが表示されます。これで JST へ提出されたことになります。



第 6 章 Q&A

【申請要件・方法等】

Q1 主幹機関を複数設けることは可能か。

A1 JST が特に必要と認めた場合を除き、原則 1 つの拠点都市からは 1 つの主幹機関の申請となります。1 つの拠点都市から複数の主幹機関の申請を希望する場合は、応募前に JST へ必ずご連絡ください。

Q2 共同機関は主幹機関と同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があるのか。

A2 主幹機関と共同機関は原則同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属する必要があります。もし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。

ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。

Q3 海外の大学も申請は可能か。

A3 海外の大学は申請できません。

Q4 海外の大学を海外の大学を協力機関と位置づけることは可能か。

A4 海外の大学を協力機関として位置づけることは可能です。

Q5 公益財団法人は申請可能か。

A5 一般財団法人、公益財団法人、社団法人等からの申請は可能です。但し、研究開発費の執行はできません。

Q6 地方独立行政法人は申請可能か。

A6 地方独立行政法人のうち公立大学は主幹機関として申請可能です。他の地方独立行政法人は主幹機関としての申請はできません。共同機関としての申請は可能です。

Q7 大学の場合、1 つの拠点都市で共同機関として参加し、別の拠点都市で協力機関として参画することは可能か。

A7 可能です。但し、何故別の拠点都市へ協力機関として参画するのか、申請書に理由を明示して下さい。

Q8 主幹機関、共同機関は共に、支援期間終了後の持続的な起業活動支援の実現に向けた取組をすることが必要か？

A8 必要です。また、支援期間終了後、プラットフォーム内で持続的な起業活動支援をするために必要な資金の確保等の取組も必要となります。

Q9 協力機関として参画する際、実施項目に条件はあるか。

A9 協力機関については、実施すべき内容(1)～(4)の項目を必須としていません。

Q10 拠点都市のコンソーシアム等に参加していない大学等が、今回の公募の GAP ファンドを申請するためには、主幹機関・共同機関・幹事自治体・協力機関で構成される「プラットフォーム」に参画することが必要あるのか。また、スタートアップ・エコシステム拠点都市への参画を検討していない（参画予定がない、拠点都市エリア外にある等）場合でも、（エリア外からでも参画できる）協力機関に入れば、GAP ファンドの申請は可能か。

A10 GAP ファンドを活用した研究開発を実施するためには、主幹機関、または共同機関として、「プラットフォーム」に参画して頂く必要があります。協力機関には、GAP ファンドをはじめ、本公募プログラムにおける支援に係る予算を配分することはできません。なお、各スタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点都市形成計画そのものを推進する立場でなくとも、拠点都市コンソーシアムに対して外部機関やオブザーバーとして参画するなど、拠点都市の取組やビジョンに対して連携・協力している機関であれば、主幹機関又は共同機関として参画し GAP ファンドを実施することが可能です。

Q11 指定された都市以外の研究者は、対象外となるのか。

A11 本公募は研究者による応募ではなく、プラットフォームとしての応募となります。研究者が GAP ファンドを活用した研究開発を実施するためには、ご所属機関が主幹機関、または共同機関として、「プラットフォーム」に参画して頂く必要があります。また、各プラットフォームで研究開発課題の募集・選考方法等を定めることとなります。

Q12 すでにベンチャーを起業した研究者は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A12 すでに起業したベンチャー企業への技術移転が目的であれば本制度の趣旨と異なり、研究代表者とはなれません。ただし、応募の要件を満たす限りにおいて申請は可能であり、既に立ち上げたベンチャーにて研究開発を行うことができない合理的な理由を明確に提示いただくことが必要です。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q13 学生は、研究開発課題の研究代表者となれるか。

A13 修士課程、博士課程の学生は研究代表者となることが可能です。但し、研究代表者としての学生(修士課程、博士課程)の割合は毎年 20%以内としてください。学部生は研究代表者となれません。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q14 研究開発課題の研究代表者が同じ技術シーズを用いて、他の公募へ申請することは可能か。

A14 可能ですが、選考の際には、重複調査を実施してください。また、「4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置」等についてあらかじめご留意ください。

また、研究代表者の大学発新産業創出プログラム（START）内における重複応募制限がありますので「2.11.2 スタートアップ・エコシステム形成支援の全体の流れ」をご確認ください。

Q15 研究開発課題の研究代表者は本公募プログラムの活動に参画しない発明者、出願人が含まれる技術シーズ（共同出願特許）を用いることは可能か。

A15 可能ですが、事業化に妨げが無いことの確認が必要です。具体的には、他者との共願特許、その他妨げとなる知財が無いこと、そのように知財戦略を構築できることが将来起業するベンチャー企業にとって重要です。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q16 研究開発課題の研究代表者の技術シーズは、特許化前の技術でも良いか。

A16 既に特許化していることが条件ではありません。但し、特許化可能な技術シーズについては、本公募プログラム実施中に特許出願を必ず目指してください。詳細はプラットフォームでの選考の観点等で検討してください。

Q17 研究開発課題の研究代表者は、民間企業から大学に転籍した研究者であり、大学での技術シーズ（特許）は未取得だが、過去に行った発明で民間企業が原権利を保有する特許があり、それをもとに研究代表者として申請することは可能か。

A17 本制度は大学等発ベンチャー創出を目指すものであり、企業が保有する特許を自らの技術シーズとしての申請はできません。

Q18) 研究開発課題の申請時に研究代表者が記載すべき項目として、その他の研究助成等に海外機関を含むとあるが、海外機関からの受入予定あるいは申請中の研究資金について、具体的に何を記載すればよいのか？

A18) 研究開発課題の応募時点において、研究者が応募中及び受入予定の研究費を幅広く記入していただくこととなりますので、競争的資金、民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など、外国から受け入れるすべての研究資金について記入するようにしてください。

Q19 申請書は直接持参して提出することは可能か。

A19 e-Rad のみで受け付けます。直接持参いただいても一切受け付けません。また、郵送や宅配便（バイク便含む）での提出も受け付けません。ただし、審査に必要な書類の追加提出をお願いする場合がありますので、その追加資料等に限り、郵送や宅配便（着払い不可）での提出を可とすることもあります。

Q20 申請書の受領書はもらえるのか。

A20 申請書は e-Rad にて申請いただきますが、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていれば JST に申請書を提出できたことが確認できます。

Q21 申請書の書き方がわからないので、直接聞きに行ってもよいのか。

A21 直接、JST にお越しいただくことは、ご遠慮ください。ご質問等については電子メールでお願いいたします。

【本支援による活動等について】

Q22 支援期間中に発明した特許の帰属はどうなるか。

A22 産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。また、学生(修士課程、博士課程)が研究代表者になる場合は、知的財産権の取り決めに関する確認書の提出が必要となります。

Q23 研究開発課題の研究代表者が支援期間中に起業することは可能か。

A23 本公募プログラムは起業前支援なので期間内の起業は想定しておりませんので、原則、起業時点で支援終了となります。

Q24 GAP ファンドの対象テーマは、大学発の技術シーズのみが対象であるのか？社会的な課題を解決するようなテーマは可能か。

A24 大学等発の技術シーズがベースとなっていることが必要です。その上で、社会的な課題解決のテーマを実施することは可能です。

Q25 文部科学省の科学技術人材育成費補助金によって実施されている「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」との整理はどう考えればよいか。

A25 「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」で採択されている主幹・協働機関が本公募プログラムに申請する場合、本公募プログラムで実施予定の「(2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等」の部分と、「次世代アントレプレナー育成事業（EDGE-NEXT）」で実施している内容についての切り分けに留意する必要があります。

Q26 プロジェクト推進費と研究開発費の比率は自由に設定できるのか。また、GAP ファンドの1件当たりの金額は、自由に設定できるのか。

A26 プロジェクト推進費と研究開発費の比率に制限はありません。また、本公募プログラムにおける GAP ファンドの1件あたりの規模は、目安として1件当たり500万円程度、最大1000万円程度を想定しています。「2.3 本公募プログラムで実施すべき内容」に記載の内容もご参照ください。

Q27 起業環境の整備だけ実施し、研究開発は実施しなくても良いか。

A27 プラットフォームとして、以下の項目を全て実施する必要があります。

※ 主幹機関は全ての項目に主体的に関わります。共同機関は(1)、(2)の両方、または(2)のみ実施することも可とします。なお、(1)のみの実施、および(3)のみの実施は不可となります。また、(4)に関しては、主幹機関や他の共同機関、幹事自治体および協力機関と連携しながら実施することとします。

(1)起業活動支援プログラムの運営

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

(3)起業環境の整備

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

【経費全般】

Q28 本公募プログラムの遂行に係る経費について、採択されたプラットフォームに参画している機関以外の執行は可能か。

A28 プラットフォームに参画している機関以外の執行はできません。プラットフォームに参画し、JST と契約を締結している主幹機関・共同機関のみ執行は可能です。なお、外注費に関しては Q29/A29 をご参照ください。

Q29 「協力機関と JST は直接の契約による資金提供は行いません」とあるが、主幹機関又は共同機関からの外注費を、海外の大学も含め、協力機関に支払うことは可能か。

A29 協力機関（海外の大学も含む）であるかどうかに関わらず、外注費として認められる範囲であれば、主幹機関又は共同機関から支払うことが可能です。なお、外注費として認められるのは「研究開発要素を含まず、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約」に係る費用のみです。協力機関への外注の際は、利益排除等の措置を行ってください。

Q30 経費の使用に関して、注意すべき点はあるか。

A30 本公募プログラムを遂行する場合には、研究開発費は国民の税金が原資であることを鑑み、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければなりません。

また、経費の使用に際しては、事務的に以下の事項に留意して下さい。

・経理処理は、会計年度、流用制限などの区分管理、本公募プログラムとその他の事業との区分管理など、通常の商取引や商慣習とは異なります。

Q31 費目間の流用はできるか。

A31 本制度の目的に合致することを前提に、費目間流用については、JST の承認を経ずに、プログラム推進費内での費目間流用、研究開発費内での費目間流用は直接経費総額の 50%以内とします。プログラム推進費と研究開発費との間の流用はできません。

Q32 間接経費は措置されるか。

A32 原則として直接経費の30%相当を直接経費とは別に間接経費として措置します。

Q33 「間接経費」とはどのようなものが該当するか。

A33 間接経費は「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和元年7月18日改正）」に則り、執行することが求められます。証拠書類の整備や期間等も含めて、具体的な使途は以下のURLにて最新の事務処理説明書等をご参照ください。<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

Q34 特許経費は支出できるか。

A34 本研究開発期間における研究開発成果に基づいた新規特許（新権利）の出願・登録・維持・保全・特許出願に係る弁理士への相談に必要な費用は、原則として間接経費等から支出してください。また国際特許出願についても同様ですが、権利が大学に帰属している特許については、JSTが運営する「知財活用支援制度」(※)も活用できますので、ご相談ください。

※ https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_00summary.html 参照

なお、ベンチャー企業の創出に向けた事業戦略を構築するための特許調査の費用は研究開発費から支出できます。

Q35 自機関の施設等の使用料は支出できるか。

A35 機関内の施設等の場合、基本的には、機関が管理・運営すべきものであり、当該経費を支出することは好ましくありません。ただし、本制度に専用に使用する場合、かつ機関の規定等により使用料が課せられている場合は、維持管理相当分のみ当該経費の支出について証拠書類をもとに認めます。

Q36 本公募プログラムとして出席を求める研修や進捗の評価への出席等、JSTとの打ち合わせ・会議等への旅費は支出できるか。

A36 進捗の評価や研修出席等、本公募プログラムの活動と直接関係があるものには支出できます。

【企業等の経費執行・管理】

Q37 企業等機関が委託研究開発費で支出できる人件費の範囲は？

A37 以下のとおりです。

■直接経費の計上対象

- ・当該委託研究開発を遂行するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、全体研究開発計画書に研究開発参加者としての登録がある者。
- ・なお、総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者に対する給与等は、直接経費より支出することができません。
- ・専従者の取扱いについて
研究開発機関が支払った実費により計上を行ってください。作業月報又は作業日誌を作成していただきます。
- ・兼業者の取扱いについて
兼業者の人件費は、人件費精算書および作業日誌により本研究に該当する部分の人件費を適切に按分の上、計上してください。

※証拠書類について

- ・人件費の計上にあたっては、従事証明書、出勤簿、タイムカード、雇用契約書・人事発令書、労働条件通知書、支給額明細書、支払証明書（領収書、銀行振込の明細）、賃金基準表、就業規則、給与規程等及び会計伝票又はこれらに類する書類を研究開発機関において整備・保管してください。また、下記に記載のとおり、【提出書類】として、書類（写し）を提出していただきます。なお、【保管書類】についても、書面調査又は実地調査において、書類（写し）の提出・提示を求める場合があります。ただし、非専従者（兼業者）人件費にかかる証拠書類については、従事状況（割合）の実際を確認する必要があるため、人件費精算書・作業日誌（写し）のほか、労働カレンダー、出勤簿、タイムカード、支給額明細書等の書類（写し）の提出をお願いします。（所定の勤務時間を確認するため、就業規則等の社内規定等の提出をお願いする場合があります。）

【提出書類】

- 雇用条件を証する書類（例：労働契約書、労働条件通知書、従事証明書等） ＜対象：直接雇用者（専従者・兼業者）・派遣社員（専従者・兼業者）＞
なお、本研究に従事することが明記されている任意の雇用関係書類（労働契約書、労働条件通知書、同等の覚書、辞令等）を提出できる場合は、従事証明書の作成を省略可能。
- 勤怠管理書類（例：出勤簿・タイムカード等）
＜対象：直接雇用者（専従者・兼業者）・派遣社員（専従者・兼業者）＞

➤ 支給額を証する書類（例：支給明細書等）

＜対象：直接雇用者（専従者・兼業者）＞

➤ 出金を証する書類（対象者に支払われた事実（支払日、支払先、支払額）が確認できる書類）（例：振込明細書等）

＜直接雇用者（専従者・兼業者）・派遣社員（専従者・兼業者）＞

【保管書類】

適正に執行されたことを証明する書類（証拠書類）の様式について、特に定めはありませんが、研究 機関内の意志決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証票類を証拠書類として下記 のとおり整備・保管し、国の会計検査や J S T による経理調査等の際に支障のないように対応してください。 国の会計検査等では、事実に基づく証拠書類により、発生した経費の適正性・妥当性を客観的に説明することが求められます。事務処理説明書共通版/企業等、別添 2 において、保管が必要な書類はご確認ください。

事務処理説明書共通版/企業等、別添 2

<https://www.jst.go.jp/contract/download/2021/2021s302betsu.pdf>

※その他の留意事項

- ・研究機関において定められている基準勤務時間内での研究実施を原則とし、超過勤務が必要となる場合であっても必要最小限となるよう留意してください。
- ・人件費には各種手当、法定福利費を含むことができます。
- ・委託研究契約期間外の人件費は計上できません。

Q38 総括責任者、共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者の人件費以外で、直接経費として計上できない経費にはどのようなものがあるか。

A38 以下のとおりです。

- ・当該委託研究開発の研究目的及び趣旨に合致しないもの
- ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの（通常の企業会計における一般管理費に該当するもの（管理部門人件費等）は間接経費に含まれます）

- ・「敷金・保証金」等であらかじめ戻入となることが予定されているもの
- ・「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」、「学会年会費」等で研究開発機関や研究開発参加者の権利となるもの
- ・その他、精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの

Q39 企業等について、取得物品のうち、取得価額 50 万円以上かつ使用可能期間が 1 年を超えるものは、JST 帰属の資産として JST に報告し、研究終了後は有償賃貸借や買い受けが必要とのことだが、研究終了に際し、JST へ返却し買い受けないことは可能か。

A39 JST に返却されたとしても使用の可能性は限りなく低いため、研究期間終了後、取得物品および提供物品のうち JST 帰属の有形固定資産については、引き続き本研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として一定の貸借期間（有償）を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。

Q40 企業等について、取得物品買い受けの額を事前に確認することは可能か。

A40 JST の物品売却の前提となる評価額の具体をお示しすることはできませんが、取得価額の 5% 相当額を下回ることはなく、取得の時期にもより増減しますが、4 年間の有償賃貸借後の買い受けの場合、取得価額のおおよそ 5～10% 程度になるものと認識ください。

Q41 企業等の委託研究開発費の支出に関し、研究に必要なものを法人の子会社、また自社内に発注し、委託研究開発費で支払って良いか。研究参画機関から調達を行うことは可能か。同様に、自己資金の場合は認められるのか。

A42 100%子会社等から物品・役務の調達を行う場合は、複数者からの見積り合わせに含めることにより他者よりも安価であれば委託研究開発費からの支出が可能です。何らかの理由により見積り合わせが実施できない場合には、選定理由書の作成と利益排除をしていただくことを条件に、委託研究開発費での支出が可能です。研究参画機関から調達を行う場合は、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前に JST へご相談ください。1 契約が税込 100 万円未満の場合は、利益排除手続きを省略することも可能ですが、自社内での調達については金額の多寡に関わらず利益排除を行ってください。

- ・研究開発機関の持分比率が連結決算ベースで 100%となる子会社・孫会社、又は自社（以下、「対象機関」といいます。）から調達を行う場合、2 者以上（対象機関を含まない）によ

る競争の結果、対象機関からの調達額が他者以下となる場合は、利益排除は不要です。

- ・利益排除を行っている場合には、算出根拠を明らかにした書類を整備し提出していただきます（様式任意）。

- ・対象機関から役務の調達を行う場合は、以下の要件をいずれも満たす必要があります。

- i) 自社からの調達の場合は、当該役務を行う者が研究者等の所属する部署以外に属する者であること

- ii) 仕様等により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究開発要素を含まないこと

※研究開発要素を含む作業を自社の研究者等に依頼する場合は、当該研究者等を全体研究開発計画書上の研究参加者として登録の上、必要に応じて人件費等の経費を計上してください。（委託研究開発費の支払い）

Q43 委託研究開発費は、どのように支払われるのか。

A43 企業等については、原則として各年度、四半期毎に概算支払いさせていただきます。具体的には、年次研究計画として作成された経費計画に基づき、当該四半期の支払いに必要と見込まれる額を当該四半期の期初に請求いただき、お支払いします。ただし、契約締結前、又は契約期間中に行われる事務管理体制及び財務状況等に係る調査・確認の結果、以下に記載する JST 指定の支払い方法（特に JST が指定する支払い方法）とする場合があります。「特に JST が指定する支払い方法」については、事業年度毎に決定し、前年度中に対象となる研究開発機関に通知を行うこととしますが、研究開発費の支出状況報告が期日までに提出されない場合や、研究開発費の支出状況を JST が確認した際に、四半期毎の所要額と実際の支払いとに大きく乖離が見受けられる場合には、年度の途中であっても、「特に JST が指定する支払い方法」に変更する場合があります。

改訂日	改訂内容
令和 3 年 7 月 8 日	初版発行
令和 3 年 7 月 29 日	公募要領 p3「公募概要(3)支援額」および p35「2.6 経費の内訳」に以下の文言を追加。 ※原則 1 拠点都市から 1 プラットフォームの申請となりますが、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。 ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。 公募要領 p97 「第 6 章 Q&A」 A2 を以下修正。下線部が変更箇所。 A2 主幹機関と共同機関は原則同じスタートアップ・エコシステム拠点都市に所属している必要があります。<u>もし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合は、応募前に JST へ必ずご相談ください。</u> <u>ただし、2 つ以上の拠点都市にまたがって、合同で 1 プラットフォームとして申請する場合も申請額の上限は 1 億 2,000 万円程度（直接経費）/年となります。</u>

記入要領、記入例は削除して提出ください。

なお、各項目の四角い黒枠については、図等の挿入や段落の調整上削除して記載いただいてもかまいません。

(申請様式 1)

A4・30 枚程度を目安にポイントをおさえ、査読者が読みやすいように作成。適宜、図や表を活用すること。
共同機関が多数ある場合は、A4・30 枚を超えても問題ないが、冗長にならないように留意すること。

大学・エコシステム推進型

-スタートアップ・エコシステム形成支援- 申請書

令和 3 年 月 日 提出

1. 基本情報

本公募プログラムにおけるプラットフォームの名称:「〇〇」

※名称について記載ください。

プラットフォームの取組が、所属するスタートアップ・エコシステム拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置づけられているか、コンセンサスを得られているか

スタートアップ・エコシステム拠点都市の担当者(所属)

※本公募プログラムへの応募について、スタートアップ・エコシステム拠点都市全体又は一部(代表申請者や申請担当者、事務局や幹事機関等)に対しての相談や説明等を通じて、プラットフォームの活動が拠点都市の拠点形成計画やその取組の一部として位置づけられるよう、ステークホルダー間で何らかの認識共有・合意形成が得られていることが応募要件となります。○、×、相談済み、一部機関間で合意済み 等を記載ください。

主幹機関

機関名		
総括責任者	フリガナ 氏名	
	所属・役職	※所属先の所在地
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 代表補佐	氏名	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況		※〇〇へ参画済のように記載。

共同機関 1

※共同機関数に応じて表を追加してください

機関名	〇〇大学等	
共同機関 責任者	フリガナ 氏名	※共同機関が大学の場合は理事、副学長、学長等の 役職の方を想定
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	※所属先の所在地
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 共同代表補佐	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況		※〇〇へ参画済／令和〇年〇月までに参画見込み／参画合意済

共同機関 2

機関名	〇〇大学等	
共同機関 責任者	フリガナ 氏名	※共同機関が大学の場合は理事、副学長、学長等の 役職の方を想定
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	
プログラム 共同代表者	氏名	※所属先の所在地
	所属・役職	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
プログラム 共同代表補佐	※設置については任意です。不要であれば欄を削除ください。	
	住所	
	電話番号	
	電子メールアドレス	
スタートアップ・エコシステム 拠点都市への参画状況		※〇〇へ参画済／令和〇年〇月までに参画見込み／参画合意済

2. 体制

(1) 推進体制

(1-1)主幹機関:●●大学

体制に、民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人のいずれか1機関以上を含めてください。

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
〇〇 〇〇	産学連携本部	総括責任者	〇%
エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。申請の際は「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」を記載してください。この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。詳細は公募要領をご確認ください。			
			〇%

(1-2)共同機関 1:●●大学等

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
〇〇 〇〇	産学連携本部 本部長	共同機関責任者	〇%
〇〇 〇〇	共通教育部部長 教授	プログラム共同代表者	〇%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	〇%
			〇%
			〇%

共同機関 2:●●大学等

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
〇〇 〇〇	産学連携本部 本部長	共同機関責任者	〇%
〇〇 〇〇	共通教育部部長 教授	プログラム共同代表者	〇%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	〇%
			〇%
			〇%

共同機関 3:●●大学等

氏名	部署 役職	役割分担	エフォート
〇〇 〇〇	産学連携本部 本部長	共同機関責任者	〇%
〇〇 〇〇	共通教育部部長 教授	プログラム共同代表者	〇%
□□ □□	産学連携本部 係長	全体調整	〇%
			〇%
			〇%

(1-3)幹事自治体

機関名	氏名	役職	役割分担
〇〇市	〇〇 〇〇		研修講師

	幹事自治体(都道府県、政令指定都市、市町村、特別区)は拠点都市の中核となる自治体を指します。幹事自治体は、1 機関以上記載してください。		

(1-4)協力機関

機関名	氏名	役職	役割分担
〇〇社	〇〇 〇〇		研修講師

(1-5)機関の連携体制(共同機関、幹事自治体、協力機関との連携)

機関連携の体制や、各機関(主幹機関、共同機関、幹事自治体、協力機関)の役割分担等について、図や表等を用いて、わかりやすく記載してください。

(1-6)各機関(主幹機関及び共同機関)の各項目における経費の執行および実施計画

機関別	機関	(2)アントレプレ				(4)拠点都市に			
		運営		ムの開発・運営等		の整備		テムの形成・発展	
		経費	実施	経費	実施	経費	実施	経費	実施
主幹機関	〇〇大学	○/×	○	○/×		○/×	○	○/×	
共同機関 1	〇〇大学	○/×	○/×	○/×		○/×	○/×	○/×	
共同機関 2	〇〇大学								

(1)～(4)の各項目について、本公募プログラムによる経費の執行および実施計画の有無について機関ごとに○/×を記載してください。

※なお、経費の執行に関わらず、実施に際しては、以下の通りとなります。

- ・主幹機関については、原則すべての項目を主体的に実施します。
- ・共同機関については、(2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等については必ず実施することとします。(1) 起業活動支援プログラムの運営、および(3)起業環境の整備の実施については必要に応じて実施してください。また、(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展に関しては、主幹機関や他の共同機関、幹事自治体および協力機関と連携しながら実施することとします。

3. スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンとプラットフォームの目指す姿

スタートアップ・エコシステム拠点都市のビジョンの実現に向けて、プラットフォームとしてどのように貢献していくか(プラットフォームとしての目指す姿(本プログラム支援終了時点))

申請様式 2 に、記入要領を踏まえてプラットフォームとしての目指す姿(支援終了時点)について記載してください(本様式では記載は必要ありません)。

スタートアップ・エコシステム拠点都市として目指すビジョンを記載するとともに、その実現に向けて本公募プログラムによる支援を活用して、プラットフォームがどこまでの取組を実施し、どのように貢献するのか等について、スタートアップ創出の観点、およびその基盤となるアントレプレナーシップ教育による人材育成や、起業を見越した各種規程の整備や見直しも含めた起業環境の整備、エコシステム形成のための産学官や海外とのネットワーク形成等の観点を踏まえて記載してください。

記載の際には、特に本公募プログラムを活用して実施する部分と、本公募プログラム外で実施する部分について、区別した上で、両者の相互的なつながり・連携などを明瞭にし、参画機関がどのようにかわりそれらが総合的に拠点都市のビジョンにどう貢献するのかがわかる形で記載するよう努めること。

4. 概要

プラットフォームとしての実施概要について簡潔に記載してください。

(1)実施予定期間

2021 年 11 月上旬 開始予定～2026 年 3 月末日 終了予定

(2)概要

(2-1)起業活動支援プログラムの運営

(2-2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

(2-3)起業環境の整備

(2-4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

A4 一枚以内で記載してください。以下の各項目についてその取組概要を簡潔に記載してください。

(2-1)起業活動支援プログラムの運営

- ・ プラットフォームとしてどう効果的に起業活動支援プログラム(技術シーズの発掘や GAP ファンドの運用や、起業支援体制の構築等)を実施していくのかについてその取組概要について記載してください。

(2-2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・ アントレプレナーシップ人材育成プログラムをプラットフォームとしてどう効果的に開発・運営し、どのように受講者の裾野拡大を目指すのか、その取組概要を記載してください。

(2-3)起業環境の整備

- ・ 起業活動に必要な機器の整備(機器の運用や共用も含む)のみならず、大学等における関係諸ルール of 整備も含めて、どのように起業環境を総合的に整備し、人材育成やベンチャー創出につなげていくかについて、その取組概要を記載してください。

(2-4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

- ・ エコシステムを形成するためのどのような効果的な取組を実施していくのか(例えば、計画・ビジョンの策定、プラットフォーム推進会議の設置、イベントやコミュニティの設置等のネットワーク構築(グローバル拠点都市については特に海外との連携も含む)等)について、その取組概要を記載してください。

5. プラットフォームとしての目指す姿(将来像)

以下の各項目について、本公募プログラムによる支援終了時点でのプラットフォームとして目指す姿、支援終了後の持続的な取組について記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムの運営

- ・本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点での起業活動支援プログラムの目指す姿

本公募プログラムを通じて、プラットフォームとして大学発ベンチャーの創出を推進するための体制や仕組み等（技術シーズの発掘から GAP ファンドの募集・選考・審査・運用、個別メンタリング等の起業支援体制の構築等に至るまで）についての支援終了時点での目指す姿を記載してください。

(2) アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等

- ・本プラットフォームで支援終了時点でのアントレプレナーシップ人材育成プログラムの目指す姿

本公募プログラムでプラットフォーム全体として、どのようなアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発し、どのように運営に取り組んでいくのか、また、どう受講者の裾野を拡大していくのかについての支援終了時点での目指す姿について記載してください。

(3) 起業環境の整備

- ・本公募プログラムを通じて達成を目指す、支援終了時点の起業環境の目指す姿

起業を見越した関係諸ルールの整備・見直しや、(1)や(2)の取組を高度化する上での設備機器や起業活動の場の整備も含めた総合的な起業環境の整備について支援終了時点での目指す姿を記載してください。

6. プラットフォームとしての将来像に向けた現状と課題

※本紙にはプラットフォームの現状と課題について記載してください。

※実績(数値)については、申請様式 3 に記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムの状況と課題

大学発ベンチャー創出に向けた申請時点での支援状況(主要な GAP ファンドの運営(シーズ探索、募集・審査方法等)、採択課題に対する支援プログラムの運営(ハンズオン支援、アクセラレーションプログラム、知財・法務支援等)、支援組織の体制(人数、職位、役割等)、等)について記載したうえで、今後の取り組みにあたっての課題を記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、拠点都市環境整備型における起業活動支援プログラムの実施状況や課題といった観点も含めて記載してください。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施状況と課題

申請時点におけるアントレプレナーシップ人材育成プログラムの実施体制・実施状況の概要と、今後プラットフォームとしてアントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発や実施に取り組むことを見据えた現時点での課題について、記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、拠点都市環境整備型で取り組んでいる指導・支援人材の育成の現状や課題といった観点も含めて記載してください。

(3) 起業環境の現状の整備状況と課題

起業活動を行うにあたって、各大学等における起業を見越した関係諸ルール(兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等)や、起業に有用な設備等(一例として、試作品製作のための工作機器や、ソフトウェア開発のためのワークステーション等)を備えた起業環境が、プラットフォームおよび拠点都市として現状どの程度整備されているかの概要について記載してください。施設の具体例を記載する場合は、主要な施設3か所までとしてください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、拠点都市環境整備型において整備している起業環境の現状や課題といった観点も含めて記載してください。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展に向けたネットワークの構築状況と課題
(グローバル拠点都市については、海外との連携も含めてください。)

起業活動支援プログラム(技術シーズの発掘から GAP ファンドの構築・運用、起業活動支援体制等)、アントレプレナーシップ人材育成プログラム、起業環境の整備(関係諸ルールを整備、機器整備等)等について、プラットフォーム全体で効果的に機能させるために必要となるネットワークや推進体制・コミュニティ等について、現状や実現にあたっての課題を記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関については、拠点都市環境整備型で取組中のネットワークや推進体制・コミュニティ等の現状や課題といった観点も含めて記載してください。

7. プラットフォームとしての将来像に向けた取組内容と実施計画

以下に示す各項目の支援期間中におけるプラットフォームとしての将来像の実現に向けた取組内容と実施計画について、記載してください。

※共同機関との連携や役割分担についても記載してください。

(1) 起業活動支援プログラムについて

(1-1) 起業活動支援プログラムの運営について

- ・研究開発課題の予定数とその根拠
- ・研究開発課題の発掘や募集方法、応募要件
- ・選考方法や選考の観点(方針)、審査体制
- ・研究開発課題の事業化に向けた支援プログラムの内容(ハンズオン支援等)とその実施体制
- ・Demo Day 実施内容や方法、体制
- ・起業活動支援プログラム運営の経験やノウハウがプラットフォーム内の各機関に蓄積・共有される仕組みの+

大学発ベンチャーの創出に向けて、起業活動支援プログラム(技術シーズの発掘から GAP ファンドの構築・運用するための体制や仕組みの構築、起業活動支援体制等)の取組内容や計画について、以下の公募要領にも記載(p29～32)の実施すべき観点を含めて、記載してください。

- ・プラットフォーム全体として、また、各参画機関がどのようなビジョンや道筋で大学発ベンチャーの創出や成長に向けた支援を進めていくかについて中長期的な視野や目線で、起業活動支援プログラムを実施すること。
- ・起業活動支援プログラムの実施内容を定めること。実施内容は以下の項目を参照のこと。
 - ・研究開発課題の予定数とその根拠
 - ・研究開発課題の発掘や募集方法、応募要件
 - ・選考方法や選考の観点(方針)、審査体制
 - ・研究開発課題の事業化に向けた支援プログラムの内容(ハンズオン支援等)とその実施体制
 - ・Demo Day 実施内容や方法、体制
 - ・上記にかかるスケジュール 等
- ・起業活動支援プログラムではプラットフォーム内で複数の参画機関が共同して技術シーズを探索・募集・審査・ハンズオン支援が実施できる体制を検討し、構築すること。
- ・プラットフォーム内の各機関に所属する研究代表者(研究者、または学生(修士課程、博士課程))の技術シーズを基にした研究開発課題の募集・選考を行い、研究開発課題に対して、起業活動支援プログラムを実施すること。
- ・研究開発課題の募集や選考に当たり、事前に研究者等に本公募プログラムにおける研究開発資金(GAP ファンド)の意義や趣旨を理解してもらうとともに、より効果的な GAP ファンドの運用に向けてその選考や審査方法等を必要に応じて有識者と相談しながら検討すること。
- ・起業活動支援プログラム運営の経験やノウハウがプラットフォーム内の各機関に蓄積・共有される仕組みを構築すること。
- ・プラットフォーム内で Demo Day を開催(既存の Demo Day に相当するような取組と連携しての開催を妨げない)し、全ての研究開発課題が Demo Day で事業化に向けたビジネスモデルや研究開発成果を発表できること。

(1-2) Demo Day 実施後の起業・事業化に向けた支援について

Demo Day 実施後の研究開発課題について、起業・事業化に向けた継続的な支援体制および仕組みの構築やその取組内容や計画について、記載してください。

(1-3) 支援終了後も起業活動支援プログラムが持続的に取り組まれていく仕組みについて

スタートアップ・エコシステム拠点都市において、GAP ファンドの確保や運用等も含め、将来にわたって大学発ベンチャーの創出・成長に向けた一貫した支援を持続的に取り組んでいくための、仕組み(人的・資金等リソースの持続的な確保策等)について記載してください。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等について

(2-1)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営と受講者の裾野拡大

プラットフォームでアントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発・実施するための体制や仕組みの構築、およびその運営の方法等の取組内容や計画について以下公募要領にも記載(p32,33)の実施すべき観点も含めて、記載してください。

- ・各拠点都市の事情に応じて、各機関の役割分担等を明確にし、アントレプレナーシップ教育をより効率的、かつ効果的に実施するための体制・仕組みづくりを行うこと(例えば、アントレプレナーシップ教育のどのステージをいずれの機関で担い、どう連携・各ステージの橋渡しをしながら実施するのか等)。
- ・上記を踏まえたうえで、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発(既存のアントレプレナーシップ人材育成プログラムの改良も含む)を行うこと。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属している機関が本公募プログラムの支援を受ける場合、拠点都市環境整備型で育成した指導・支援人材を活用すること。
- ・プラットフォーム内外で機関連携を行い、共同でアントレプレナーシップ人材育成プログラムを運営するための仕組み・体制構築を行うとともに、プラットフォームに参加していない大学等も含めて令和7年度末までに拠点都市で受講を希望する全ての者が何らかの形で、アントレプレナーシップ人材育成プログラムを受講することができるような仕組み・体制構築等を行うこと。
- ・拠点都市におけるアントレプレナーシップ人材の裾野拡大に努めること。また、そのためにプラットフォーム自ら、支援終了後までに人材の裾野を拡大するための定量的な目標値等を定めること。

(2-2) 支援終了後も持続的にアントレプレナーシップ人材育成プログラムを持続的に運営していく仕組みについて

スタートアップ・エコシステム拠点都市全体において、将来にわたってアントレプレナーシップ人材育成プログラムを持続的に取り組み、アントレプレナーシップを有する人材を次々と輩出していくための、仕組み(人的・資金等リソースの持続的な確保策等)について記載してください。

(3) 起業環境の整備

(3-1) 起業に向けた相談窓口の設置や関係諸ルール等の整備

起業を志した研究者等のための起業に係る相談窓口の設置や、起業に向けた関係諸ルール((兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等))の整備およびその運用等の取組内容や計画について、各大学等の現状を踏まえた上で、公募要領に記載(p33)の以下の実施すべき観点を含めて記載してください。

・研究者等が起業を志した際に、拠点都市としての相談窓口や起業活動の場へのアクセス、各大学等の関係諸ルール・運用体制(兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約、大学と大学発ベンチャーとの間の共同研究やライセンス契約を円滑に締結する体制、利益相反を円滑にマネジメントする体制等)を起業の一連の成長段階を見越したものとするための整備・見直し等、総合的な環境整備に向けた取組を企画し、計画的な起業環境の整備に努めること。(関係諸ルールについての詳細は産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/mext_00778.htmlを適宜参照のこと)。

(3-2) 設備機器等の整備やその運用

設備機器等の整備や起業活動の場の運用方法や体制等の取組内容や計画について公募要領に記載の以下の実施すべき観点も含めて記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関が既に起業環境の整備に取り組んでいる場合は、本公募プログラムでどのように活用するか観点も含めて記載してください。

- ・環境整備に必要な機器等は、(1)や(2)の活動の高度化をする上で真に必要なものを精査した上で整備を行うこと。
- ・拠点都市内の他のインキュベーション施設等との連携を考慮すること。
- ・プラットフォーム内で試作品を製作する機能を備えた起業活動の場の、適切な設置場所を検討すること。なお、試作機能を備えた起業活動の場を拠点内に複数箇所設けることは妨げない。
- ・特定の機関に起業活動の場を設ける場合、プラットフォーム内の他の機関の起業活動を行う者も活用しやすいような工夫を施すこと。
- ・上記の検討結果に基づき、試作機器等の整備を行うこと。

(3-3) 起業環境が持続的に維持・運用されていく仕組み

スタートアップ・エコシステム拠点都市において、将来にわたって整備した起業環境を、維持・運用していくための、仕組み(人的・資金等リソースの持続的な確保策等)について記載してください。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

(4-1)拠点都市における大学・産業界・自治体等との連携やネットワーク構築を進めるための取組

イベント企画等のネットワーク形成に係る取組や、参画機関同士のコミュニケーションの仕組みや体制づくり、プラットフォーム推進会議の運用方法等の計画について公募要領に記載(p34)の以下の実施すべき観点も含めて記載してください。グローバル拠点都市については海外との連携に向けた取組計画についても記載してください。

- ・プログラム代表者及びプログラム共同代表者を中心としたプラットフォーム推進会議を設け、エコシステムの形成・発展に向けたビジョン及びロードマップ等を作成し、その遂行の責任を負うこと。
- ・プラットフォーム推進会議での議論をスタートアップ・エコシステム拠点都市内の各ステークホルダーと共有する場を設けること。
- ・プラットフォーム内のネットワークを構築するための取組(コミュニティの設置やネットワークイベントの開催等)を企画・運営すること。
- ・自治体や民間企業等と連携しながら、拠点都市を中心に、広く社会や企業等にアントレプレナーシップの重要性や、起業を目指す活動が認知されるような広報・イベント等の活動、取組を実施すること(なお、設立済みのベンチャー、スタートアップ等のPR活動等は本公募プログラムの支援対象外となります。ただし、各機関における上記活動を妨げるものでは一切ありません)。
- ・その他、拠点都市間の情報共有、ネットワーク構築や、拠点都市外の機関との連携促進に資する取組の実施。

(5)年間スケジュール

<初年度>

項目	取組事項	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
起業活動支援	課題の募集												
	審査採択												
	プログラムの実施												
	...												
	...												
アントレ人材	プログラムの設計・開発									→			
	...									→			

実施計画の年間スケジュールについて、矢印や図等を用いてわかりやすく記載してください。なお、取組事項に関しては必要に応じて行の削除や追加をしてください。また、上記スケジュール表に記載しきれない場合は、適宜上記表を改修していただく、上記表以外のスケジュール表(項目は上記表に沿った形)を作成いただき、貼り付けいただく形でかまいません。また、スケジュール詳細について、文章で説明する必要がある場合は、スケジュール表下の余白に記載してください。

[illegible]

<2 年度>

[illegible]

< 3 年度 >

[illegible]

	...												
アント レ人 材育 成プ ログラ ム													
起業 環境 の整 備													
エコシ ステム の形 成													

< 4 年度 >

項目	取組事項	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
起業 活動 支援	課題の募集		→										
	審査採択				→								
	プログラムの実施						→						
	...												
	...												
アント レ人 材育 成プ ログラ ム													
起業 環境 の整 備													
エコシ ステム の形 成													

< 5 年度 >

項目	取組事項	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	課題の募集		→										

8. 他の公的資金による起業活動支援プログラムとの連携、切り分け

プラットフォームとして、既に実施している他の公的資金を基にした起業活動支援プログラムやアントレプレナーシップ人材育成プログラム等との切り分けや連携について記載してください。

※オープンイノベーション機構、共創の場、次世代アントレプレナー育成事業(EDGE-NEXT)、官民イノベーションプログラム、大学発新産業創出プログラム(START)大学推進型を実施している場合は、本申請内容との連携や切り分けについて記載してください。

※その他の公的資金を元にした起業活動支援プログラムを実施している機関は、本申請との切り分けを明確に記載してください。

9. 利益相反マネジメントに関する検討

本プログラムを推進するに当たり、利益相反に関する懸念事項があれば、マネジメント内容も含めて記載してください。

10. プログラム代表者、プログラム共同代表者 経歴

■氏名:○○ ○○ (フリガナ)

・所属(大学・研究科・専攻等)・職名

※簡潔に記載してください。

・これまでの職歴や起業活動支援、アントレプレナーシップ教育の取組実績等

・現在の業務内容

・コミットメント

(本取組みの実施に当たっての関わり方や、各々の役割の中での力点などについて、本人が記載してください。)

(別紙) 各機関別の取組内容と実施計画

※各主幹機関、共同機関ごとに個別取り組む内容と、プラットフォームとして一丸となり連携・協力して取り組む内容について各主幹機関、共同機関ごとに記載してください(記載の際、各主幹機関、共同機関で実施しない項目または、記載できない項目については空欄のままご提出ください。)

※なお、幹事自治体、協力機関については作成不要です。

<主幹機関>

機関名:〇〇大学

(1)起業活動支援プログラムについて

(1-1)起業活動支援プログラムの運営について

大学発ベンチャーの創出に向けて、起業活動支援プログラム(技術シーズの発掘から GAP ファンドの構築・運用するための体制や仕組みの構築、起業活動支援体制等)の取組内容や計画について、自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等について

(2-1)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営と受講者の裾野拡大

アントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発・実施するための体制や仕組みの構築、およびその運営の方法等の取組内容や計画について、自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(3)起業環境の整備

(3-1)起業に向けた相談窓口の設置や関係諸ルール等の整備

起業を志した研究者等のための起業に係る相談窓口の設置や、起業に向けた関係諸ルール((兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等))の整備およびその運用等の取組内容や計画について自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(3-2) 設備機器等の整備やその運用

設備機器等の整備や起業活動の場の運用方法や体制等の取組内容や計画について自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関が既に起業環境の整備に取り組んでいる場合は、本公募プログラムでどのように活用するか観点も含めて記載してください。

(4) 拠点都市のエコシステムの形成・発展

(4-1) 拠点都市における大学・産業界・自治体等との連携やネットワーク構築を進めるための取組

イベント企画の内容や、参画機関同士のコミュニケーションの仕組みや体制づくり、プラットフォーム推進会議の運用方法等の取組内容と実施計画について他機関と協力しながらどうプラットフォームに貢献していくか記載してください。

< 共同機関 >

機関名：〇〇大学

(1) 起業活動支援プログラムについて

(1-1) 起業活動支援プログラムの運営について

大学発ベンチャーの創出に向けて、起業活動支援プログラム（技術シーズの発掘から GAP ファンドの構築・運用するための体制や仕組みの構築、起業活動支援体制等）の取組内容や計画について、自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(2)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等について

(2-1)アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営と受講者の裾野拡大

アントレプレナーシップ人材育成プログラムを開発・実施するための体制や仕組みの構築、およびその運営の方法等の取組内容や計画について、自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(3) 起業環境の整備

(3-1)起業に向けた相談窓口の設置や関係諸ルール等の整備

起業を志した研究者等のための起業に係る相談窓口の設置や、起業に向けた関係諸ルール（（兼業・クロスアポイントメント規程、株式保有ルール、共同研究規約、知的財産関連規約等））の整備およびその運用等の取組内容や計画について自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。

(3-2) 設備機器等の整備やその運用

設備機器等の整備や起業活動の場の運用方法や体制等の取組内容や計画について自機関で取り組む部分と、他機関と協力しながらプラットフォームに貢献していく部分についてそれぞれ記載してください。なお、拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関が既に起業環境の整備に取り組んでいる場合は、本公募プログラムでどのように活用するか観点も含めて記載してください。

(4)拠点都市のエコシステムの形成・発展

(4-1)拠点都市における大学・産業界・自治体等との連携やネットワーク構築を進めるための取組

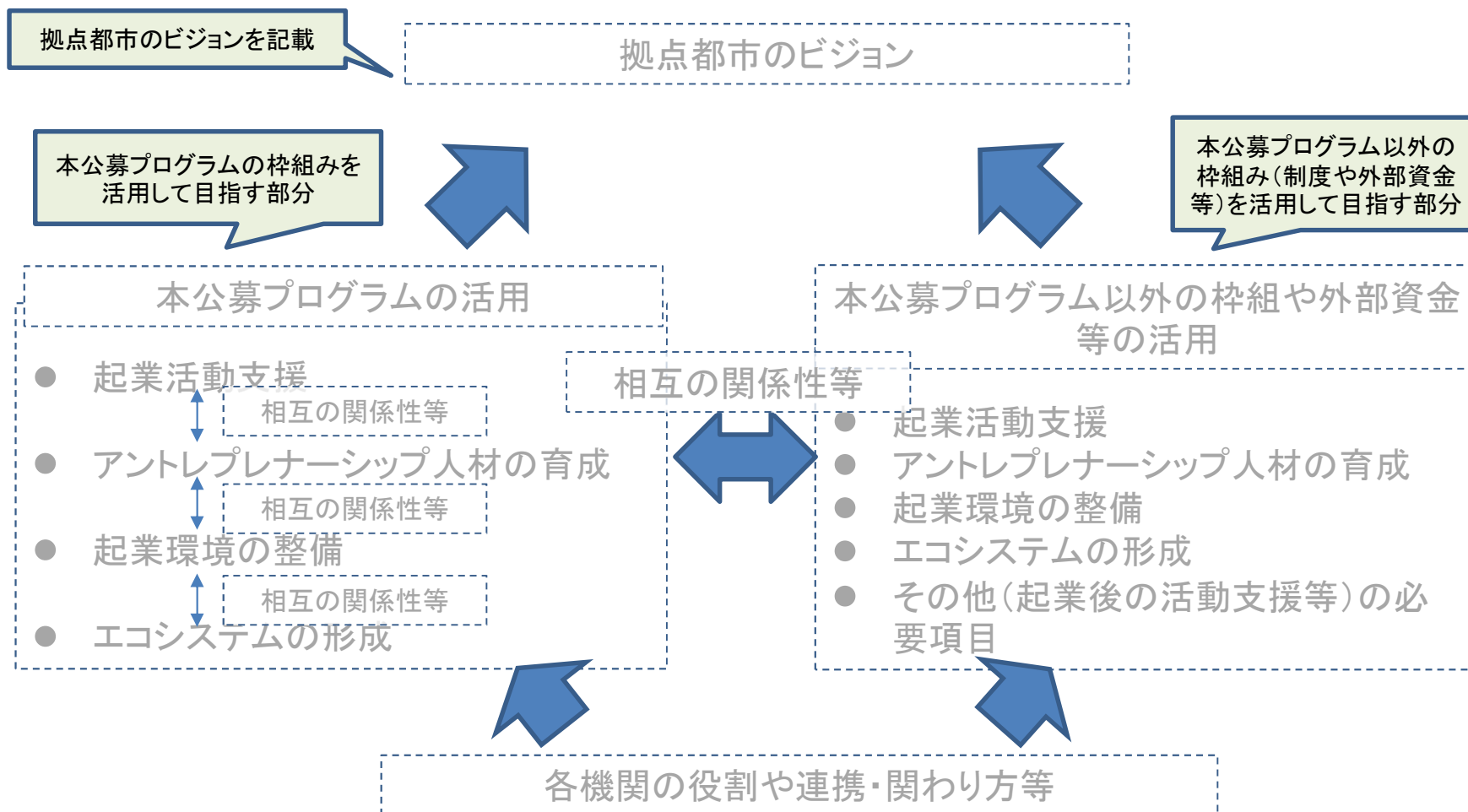
イベント企画の内容や、参画機関同士のコミュニケーションの仕組みや体制づくり、プラットフォーム推進会議の運用方法等の取組内容と実施計画について他機関と協力しながらどうプラットフォームに貢献していくか記載してください。

令和7年度末までに目指す姿（本公募プログラムおよび他の枠組活用）イメージ図

本公募プログラム及び本公募プログラム外の枠組等を活用して、
令和7年度末（本プログラム終了時点）までに拠点都市のビジョンにどう貢献していくかについて、
各機関の役割や、関わり方を示した上でイメージ図を記載してください。
※なお、以下の図はあくまで記載例のイメージです。

<イメージ図の例>

※記入要領、イメージ図の例は削除して提出ください。



令和7年度末までに目指す各項目の機能（本公募プログラムおよび他の枠組活用）

本公募プログラム及び本公募プログラム外の枠組等を活用して令和7年度末（本プログラム終了時点）までに以下の各項目で目指す機能について、現状と比較しながらその具体的な内容についてプラットフォームの特色を含めながら記載してください。

公募プログラムにおける目指す機能を黒色で、他の枠組み等を活用して目指す機能を緑色で記載してください。			
(1)起業活動支援	・3大学のみ起業に向けたハンズオン支援体制あり。 ・プラットフォームとして共同でGAPファンドプログラムの運用（審査・選考）	・プラットフォームの各大学に存在する技術シーズのライフライン化と、各大学におけるハンズオン支援体制の確立。 ・企業とのマッチングファンド機能を確立する	※記入要領、記載の例は削除して提出ください。
(2)アントレプレナーシップ人材の育成	（例） ・5大学（〇〇大学、△△大学・・・）のみでアントレ教育を実施。 ・FDプログラムの開発・試行的な運営。	（例） ・拠点都市内の全ての学生が受講可能な大規模プログラムを実施 ・各大学でアントレ教育をステージ毎に役割分担し、ステージ間の橋渡しができる仕組みをつくる。 ・プラットフォームの全大学でアントレプログラムの必修化。 ・自治体と連携し、小中高での出前講座の創設。	（例） ・受講者：各大学の学生の〇%以上 ・プログラム：全大学でマインド醸成プログラムの実施。
(3)起業環境の整備	（例） ・起業に係る相談窓口は3大学個別に存在。 ・プラットフォームの参画機関が誰でも利用可能な起業活動および設備機器を整備。	（例） ・プラットフォームとしての起業に係るワンストップ窓口の設置 ・設備機器を利用したビジネスモデル検証（プロトタイプ作成、顧客ヒアリング等）実践プログラムの実施。	（例） ・起業活動の場の利用率：〇%
(4)エコシステムの形成	（例） ・プラットフォーム主催のアントレ教育に関するシンポジウムを開催。	（例） ・プラットフォーム全体のビジコン・ピッチコンテストを開催。 ・プラットフォームの学生が誰でも参加可能な起業部の設置。	（例） ・ビジコン参画機関数：〇機関以上
その他	（例） 【起業後の成長支援】 ・〇〇大学では当該大学向けのベンチャー支援ファンドがあるが、その他大学での支援スキームは現状ない。	（例） 【起業後の成長支援】 ・拠点都市内で、大学発ベンチャーを対象とした、ベンチャーの成長支援ファンドを民間VC中心に巻き込んで組成。 【〇〇】 ・～～～	（例） ・民間からの資金調達：〇件以上

※拠点都市環境整備型に採択されたプラットフォームに所属する機関が申請する場合は、拠点都市環境整備型を踏まえた令和3年度の状況を赤字で記載してください。（本資料の提出をもって、拠点都市環境整備型公募要領p30およびp34におけるエコシステムの全体像を提出したものとします。）

※なお、本公募プログラムの支援対象となるかは採択後JSTで判断します（黒字での記載であっても、認められない場合があります）。

(申請様式3)実績一覧

プラットフォーム名:

		時期	合計	機関A	機関B	機関C	機関D	機関E	機関F	機関G	機関H	機関I	機関J	機関K	機関L
GAPファンド	運用しているGAPファンドの本数		1件	1											
	採択プロジェクト件数		0件												
	総額		0円												
起業活動支援の体制	任期なし	常勤職員(専任)(人数)	1人			1									
		常勤職員(兼務)(人数)	0人												
	任期付き	常勤職員(人数)	0人												
		非常勤職員(人数)	8人					1	1	1	1	1	1	1	1
	アクセラレーションプログラムの数		令和2年度末時点 0件												
特許	年間単願特許出願数	国内区分	0件												
		国外区分	0件												
		PCT・EPC区分	0件												
大学発ベンチャー	設立数	研究成果ベンチャー	0社												
		研究成果以外のベンチャー	0社												
		株式・新株予約権取得数(法人数)	40社					5	5	5	5	5	5	5	5
		IPO(件数)	0件												
	実績	M&A(件数)	0件												
アントレプレナーシップ人材育成プログラム	指導人材	大学と雇用関係がある教員数(アントレプレナーシップ人材育成プログラムの指導に携わっている学内の常勤教員数)	令和2年度末時点 5人		5										
		大学と雇用関係がある非常勤教員数(アントレプレナーシップ人材育成プログラムに関与している非常勤講師等を含む教員数)	1人			1									
		大学と雇用関係がない学外招聘者数(アントレプレナーシップ人材育成プログラムに関与している学外招聘者の数)	令和2年度末時点 (年間) 1人			1									
	受講者	アントレプレナーシップ人材育成プログラム(アントレプレナーシップ教育)の受講者数(概数)	0人												
	プログラム	アントレプレナーシップ人材育成プログラムの数	5		5										
	単位	上記プログラムのうち、単位化されているプログラム数	0												
		上記単位化されているプログラム数のうち、必修科目となっている数	0												
起業環境の整備	学内の起業に関する相談窓口の有無(1:有り、0:無し)		0		0										
	起業活動の場	主幹機関・共同機関における起業活動の場の数	0												
その他	学生数	主幹機関・共同機関の学生数(学部生・大学院生の合計数)	0人												

※主幹機関および共同機関の実績を記入してください。

※GAPファンドの本数について、同一名称のGAPファンドにおいて支援額・支援期間等が異なる複数の型を運用している場合は、別々のGAPファンドとして数えます。

※アクセラレーションプログラムとは、実施を外部に委託しているものも含め、研究者等(学生も含む)を対象にしたビジネスモデルの高度化等の起業支援プログラムを指します。研究者等への提供数(例えば、1つのプログラムで5人の研究者へ実施している場合は5件とカウントします)を記載ください。

※同一の発明(研究成果)において複数の区分で出願をし、特許を取得した場合は、取得した特許の数だけ記載してください。

なお、文部科学省が実施している産学連携等実施状況の調査への報告数と可能な範囲で整合させてください。

※研究成果ベンチャーの定義は下記を参考にしてください。

参考: <https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210517004/20210517004-1.pdf>

p6【参考】本事業における大学発ベンチャー企業の定義

※アントレプレナーシップ人材育成プログラム:

広く受講者(学生・教職員・社会人等)に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とし、起業活動やベンチャー企業への理解の増進・意識の醸成を目的としたプログラムから、体験を通じた課題発見や共感力を育み、課題解決に向けて思考法の習得や、仮説検証等、実際に行動を起こすプログラム、更には受講者の中で特に起業や起業支援、新規事業の創出等を目指している者に対しては、起業に必要な知識・ノウハウやスキル等の取得や実践等を提供する教育を指します。プログラムとしてのカウントの留意点として、知的財産権そのものに関する講義や大企業・一般の中小企業をスコープとした企業経営論の講義等は対象外とします。また、3日未満のプログラムは除くものとします。

※起業活動の場:起業を志す研究者等が、事業化に向けた準備・検討を行う際に活用する場(いわゆるインキュベーション施設等)。

※全件把握していない場合は、把握している範囲で記載してください。

(申請様式4)

※プラットフォーム名称を記入してください。

プラットフォーム名称	
------------	--

■ プラットフォーム全体の予算計画書

希望額(単位:千円)

年度				1年度目 (2021年度)		2年度目 (2022年度)		（ ）										
予算費目				全額 の場合	半額 の場合	全額 の場合	半額 の場合	全額 の場合	半額 の場合									
直接経費	研究開発費 ※大学等のみ支出可	<2021,2022年度> a: 研究開発課題の件数 5件 b: 研究開発費の単価 10,000千円 (a×b)を左セルに記載		※プラットフォーム全体の 研究開発費を入力してください。 記入例を参考に、研究開発課題の 件数および単価も記載ください。 ※年度毎に件数や単価が異なる場 合は、内訳も年度毎に記載ください。		0,000	30,000	50,000	30,000	60,000								
		<2023年度～2025年度> a: 研究開発課題の件数 7件 b: 研究開発費の単価 10,000千円 (a×b)を左セルに記載																
	プログラム推進費	起業活動支援 プログラムの運営		小計	25,900	10,000	25,900	10,000	25,900	10,000	25,900							
		アントレプレナーシップ人 材育成プログラムの開発・ 運営等		小計	24,400	10,000	24,400	10,000	24,400	10,000	24,400							
		起業環境の整備		小計	15,000	6,000	15,000	6,000	15,000	6,000	15,000	7,000	15,000	7,000	15,000	7,000		
		拠点都市のエコシステムの 形成・発展		小計	4,700	4,000	4,700	4,000	4,700	4,000	4,700	3,000	4,000	3,000	4,000	3,000		
※全額の場合のプログラム推進費 および合計欄は自動集計されますので 記入しないでください。																		
研究開発費＋プログラム推進費 小計				120,000	60,000	120,000	60,000	120,000	60,000	120,000	60,000	120,000	60,000	120,000	60,000			
間接経費				30%以下	36,000	18,000	36,000	18,000	36,000	18,000	36,000	18,000	36,000	18,000	36,000			
合計				156,000	78,000	156,000	78,000	156,000	78,000	156,000	78,000	156,000	78,000	156,000	78,000			

■ 採択金額が半額の場合の主な削減項目(予定)

- ・研究開発課題の採択数を5件から3件に削減(10,000千円減)
- ・●●大学 エコシステム形成にかかるイベント実施費を半額に削減(5,000千円減)
- ・××大学 アントレプレナーシップ教育プログラム開発人件費を1名分削減(5,000千円減)

記入例を参考に、採択金額が希望額の半額となった場合の
主な削減項目について記載してください。

※本シートを機関ごとに作成してください。

(申請様式4)

機関名称		A大学			3年目	4年目	5年目
プログラム推進費	起業活動支援プログラムの運営	1年目 10,500	2年目 10,500	<記入方法> ・プログラム推進費について、機関ごとに各シートに記入ください。 ・2021年度、2022年度は記入例を参考に使途を記載ください。2023年度以降は、各項目の費目別の金額のみを記載ください。(使途の入力欄はありません)。	8,500	8,500	8,500
	アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等	9,300	9,300		5,500	5,500	5,500
	起業環境の整備	5,000	5,000		5,000	5,000	5,000
	拠点都市のエコシステムの形成・発展	2,500	2,500		2,000	2,000	2,000
	プログラム推進費 小計	27,300	27,300		21,000	21,000	21,000
	間接経費	8,190	8,190		6,300	6,300	6,300
合計		35,490	35,490		27,300	27,300	27,300

※集計シートで使用しますので、1～14行目は編集・追加・削除しないでください。

年度			1年度目 (2021年度)		2年度目 (2022年度)		3年度目 (2023年度)	4年度目 (2024年度)	5年度目 (2025年度)
予算費目			希望額 (単位:千円)	使途	希望額 (単位:千円)	使途	希望額 (単位:千円)	希望額 (単位:千円)	希望額 (単位:千円)
プログラム推進費	起業活動支援プログラムの運営	①物品費							
			500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	500	500	500
		②旅費	2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ	2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ			
			1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回	1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回			
		③人件費・謝金	2,500	1名(●●氏、起業活動支援の推進)5ヶ月相当	2,500	1名(●●氏、起業活動支援の推進)12ヶ月相当	5,000	5,000	5,000
			1,000	XX専門家相談謝金●万円×●回	1,000	XX専門家相談謝金●万円×●回			
	アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等	④その他	3,000	(外注費)メンタリング業務	3,000	(外注費)メンタリング業務	3,000	3,000	3,000
			500	その他(消費税相当額など)	500	その他(消費税相当額など)			
		小計(①+②+③+④)	10,500		10,500		8,500	8,500	8,500
		①物品費							
			300	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	300	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	500	500	500
		②旅費	2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ	2,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ			
			1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回	1,000	XX専門家招聘旅費●万円×1回			
	起業環境の整備	③人件費・謝金	5,000	1名(●●氏、教育プログラム開発)5ヶ月相当	5,000	1名(●●氏、教育プログラム開発)12ヶ月相当	5,000	5,000	5,000
			1,000	XX専門家相談謝金●万円×●回	1,000	XX専門家相談謝金●万円×●回			
		④その他							
		小計(①+②+③+④)	9,300		9,300		5,500	5,500	5,500
		①物品費							
	拠点都市のエコシステムの形成・発展	②旅費	5,000	1名(●●氏、起業全般にかかる相談窓口)5ヶ月相当	5,000	1名(●●氏、起業全般にかかる相談窓口)12ヶ月相当	5,000	5,000	5,000
		③人件費・謝金							
		④その他							
		小計(①+②+③+④)	5,000		5,000		5,000	5,000	5,000
	プログラム推進費 小計	①物品費							
			500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	500	近郊●千円×●回、出張●万円×●回、	1,000	1,000	1,000
		②旅費	1,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ	1,000	●●⇔●●、3回×2名、●●との打合せ			
		③人件費・謝金							
	間接経費	④その他	1,000	シンポジウム開催	1,000	シンポジウム開催	1,000	1,000	1,000
		小計(①+②+③+④)	2,500		2,500		2,000	2,000	2,000
		プログラム推進費 小計	27,300		27,300		21,000	21,000	21,000
		間接経費	8,190	※間接経費率は直接経費の30%以下	8,190		6,300	6,300	6,300
		合計	35,490		35,490		27,300	27,300	27,300

この例では、2025年度の「起業活動支援プログラムの運営」の②旅費の合計が500千円であることを示しています。

大学発新産業創出プログラム（START）
大学・エコシステム推進型
スタートアップ・エコシステム形成支援
令和3年度 公募要領

【ウェブサイト】

申請書類等 <https://www.jst.go.jp/start/index.html>

【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構

JST 産学連携展開部 START 事業グループ

E-mail : su-ecosys@jst.go.jp

※緊急時を除き、電子メールでお願いします。

電話番号：03-5214-7054（受付時間：10:00～17:00）

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く